

令和3（2021）年度

年次報告書
（薬学部）

姫路獨協大学

目 次

1, 使命・目的等	2
2, 学生	6
3, 教育課程	2 3
4, 教員・職員	3 3
5, 内部質保証	4 5
6, 地域連携・社会貢献	5 2

1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

姫路獨協大学は、昭和 62 年に姫路市との「公私協力方式」により開学し、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という天野理念を基に、外国語教育を重視する学園の伝統を踏まえ、広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することによって、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成することを目的とすることを理念として掲げている（エビデンス 1-1-1：姫路獨協大学学則 [第 1 条] /姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>理念と教育方針 [理念 (大学は学問を通じての人間形成の場である)]）。これに基づき薬学部では、薬学部における理念として「薬学の学修を通じて、人々の健康の保持・増進と福祉の向上に貢献する薬剤師を育成する場とすることを本学部の理念とする」と定めている（エビデンス 1-1-2：姫路獨協大学薬学部規程 [第 1 条の 2] /姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 [薬学部の理念と教育研究上の目的 (薬学部の理念)]）。また、薬学部の教育研究上の目的を、「薬の専門家としての実践的能力、高い倫理観と豊かな人間性を備え、人々の健康保持・増進と福祉の向上に貢献し、薬物治療の進展に資する研究心をもった薬剤師を育成することを目的とする。」として示している（エビデンス 1-1-3：姫路獨協大学学則 [第 2 条の 4] /姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 [薬学部の理念と教育研究上の目的 (教育研究上の目的)]）。

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的、教育目的等は、具体的かつ簡潔に明文化されており、履修の手引、大学案内、大学ホームページに明示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

平成 19 年度に設置した薬学部は、上記した理念や目的に基づき、今後の薬学に求められる人材の輩出に係る教育や研究の推進を図る取組みを設定して、その特徴や学びのポイントをホームページの医療薬学科トップ画面において明示している（エビデンス 1-1-4：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部>医療薬学科）。

1-1-④ 変化への対応

薬学部では「建学の理念」基盤としながら、医療の急速な進歩や医療を取り巻く社会環境の変化に伴い、適正な教育環境を整備するために令和3(2021)年6月に点検を実施し(エビデンス 1-1-5: 令和3年度第5回薬学部教育改善実施(FD)委員会議事録[令和3年6月14日])、令和3(2021)年7月に三つのポリシーのうち、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの2つを改定した(エビデンス 1-1-6: 令和3年7月21日第316回薬学部教授会(教員会議)議事要録 4. 審議事項(2))。これらは令和4年度より公表される。

[点検・評価]

薬学部の教育研究上の目的は、(1)「大学は学問を通じての人間形成の場である」という獨協学園建学の理念、さらに、(2)「広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することによって、新しい文化の担い手となる人間性豊かな人材の育成を目指す」という姫路獨協大学の理念、ならびに、一般社団法人 薬学教育協議会が策定した薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)において示されている、(3)「薬剤師として求められる基本的な10の資質」(薬剤師としての心構え、患者・生活者本位の視点、コミュニケーション能力、チーム医療への参画、基礎的な科学力、薬物療法における実践的能力、地域の保健・医療における実践的能力、研究能力、自己研鑽、教育能力)のこれら3つの基本方針に基づき、適切に設定している。とりわけ、安全管理能力や先端医療科学への対応力、問題解決の能力など、激しく変化する医療をとりまく環境の中で、役割の高まりつつある薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとなっている。

以上の理由により、評価の視点「1-1-① 意味・内容の具体性と明確性」を充足している。

薬学部の教育研究上の目的は学則で規定し、「履修の手引」やイントラネットを通して、教職員および学生に周知されているだけでなく、ホームページ上にも掲載して広く社会に公表している。

以上の理由により、評価の視点「1-1-② 簡潔な文章化」、「1-1-③ 個性・特色の明示」を充足している。

令和3年度は2年に一度の点検の年度にあたり、教育研究上の目的、教育の内容及び方法について点検と改善作業を現在行っている。

以上の理由により、評価の視点「1-1-④ 変化への対応」を充足している。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

「1-1」に係る明記や明示は適切に行われている一方で、例えば「履修の手引」等を十分に確認していない学生も見受けられる(割合などは未確定)。学生および教員職員の理解度を高め、周知の方法を改善し徹底を図るためにも、必修の講義の中で説明する機会を設けることや、より親しみやすい明示の仕方などの工夫が必要である。

改善策:

1. 新生の必修科目である「薬学概論」において、本学部の教育研究上の目的と、その背景にある獨協学園の建学の理念、薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)で示される「薬剤師として求められる基本的な10の資質」につい

て説明し、より深く理解するための機会を設ける。

2. 教職員に対しても、新任として赴任の際に、教育研究上の目的を説明する機会を設けて、すべての構成員で共有できるシステムとする。

また今後、薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命は、社会や医療環境の変化に伴い大きく変わっていくことが想定される。学生の能力も多様化しており、それに見合った教育目的が必要とされる。今後も、定期的(2年ごと)に点検・検討を行う体制を有効に活用して、教育研究上の目的について継続的に検証を行う。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

[現状]

薬学部における使命・目的及び教育目的の策定に際しては、姫路獨協大学薬学部教育改善実施委員会 (FD委員会) が、規程 (エビデンス 1-2-1: 姫路獨協大学薬学部教育改善実施 (FD) 委員会規程) に基づいた委員 (エビデンス 1-2-2: 令和3年度薬学部担当委員名簿)・(エビデンス 1-2-3: 令和3年度姫路獨協大学薬学部教育改善実施 (FD) 委員会名簿) によって構成され、諸原案を作成し、教授会 (薬学部全教員参加の意思決定機関) に諮る過程を採っている (エビデンス 1-2-4: 姫路獨協大学薬学部教育改善実施委員会 (FD委員会) 規程)。薬学部では、令和2年度に一般社団法人薬学教育評価機構による6年制薬学教育プログラムの評価を受け、同機構が定める「薬学教育評価 評価基準」に適合していると認定された。本認定により薬学部の薬学教育プログラムの質が保証された。また、認定期間は、2021年4月1日から2025年3月31日であるので、中長期的な計画が担保されている (エビデンス 1-2-5: 薬学教育評価適合認定証)。

[点検・評価]

[現状] に記載した委員会規程、委員名簿および議事録の記録から、評価の視点「1-2-① 役員、教職員の理解と支持」、「1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性」を充足している。

使命・目的及び教育目的を学内外に周知するための方法・手段としては、姫路獨協大学ホームページ内の薬学部のサイトにそれらを記載している。また、学生は学生生活ガイドに記載のQRコードのリンクからもそれらを確認することができる (エビデンス 1-2-6: 姫

路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部/学生生活ガイド 2021 [目次に記載の QR コードからリンク可能])。以上の理由により、評価の視点「1-2-② 学内外への周知」を充足している。

中長期的な計画は薬学教育評価適合認定により担保されており、評価の視点「1-2-③ 中長期的な計画への反映」を充足している。

令和3年度は三つのポリシーの見直しを進め、薬学部の使命・目的及び教育目的に以前より沿ったものに反映するための作業をおこなっていることから評価の視点「1-2-④ 三つのポリシーへの反映」を充足している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

薬学部の使命・目的及び教育目的の学生の認知度がどの程度あるのかについての調査が行われていないので、周知の効果を判定する取組みが今後必要である。

[1 の自己評価]

使命・目的及び教育目的は履修の手引と大学 HP で若干の表現の違いが存在するが軽微であり、その趣旨は一貫している。また薬学部において、使命・目的及び教育目的は、薬学部自己点検・評価委員会、薬学部教育改善委員会の活動を通じ、薬学部の全教員間での情報共有が随時行われ、その内容が反映されるシステムが構築されている。

2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

薬学部では、「人間性豊かな幅広い教養、問題発見・解決の能力及び論理的思考力、医療事故及び薬害を防ぐ安全管理能力、並びに先端医療科学に対応できる能力を修得し、医療機関、企業及び公共機関等において活躍できる豊かなコミュニケーション能力を備え、生涯にわたり学び続ける意思及び能力を身につけた幅広い視野を持つ高い資質の薬剤師を養成することを教育の目的とする。」という本学の教育研究上の目的に基づいて、アドミッション・ポリシーを平成 29 年度入試より適応とする改訂を行い（エビデンス 2-1-1：平成 28 年 1 月 15 日第 178 回 および 平成 28 年 1 月 27 日第 179 回薬学部教員会議議事要録）・（エビデンス 2-1-2：2015 年度 第 18 回 入試委員会議事要録）、次の 4 つの条件すべてを満たす学生を受け入れる方針を採っている。

1. 薬学を学ぶために必要な基礎学力を有している人、
2. 何事にも積極的に取り組む学習意欲が旺盛な人、
3. 薬学における最新の知識・技術を習得し、薬剤師として社会貢献することを目指す人、
4. 良き医療人になるために必要な思いやりと協調性、コミュニケーション力を持った人。

上記の薬学部のアドミッション・ポリシーは姫路獨協大学のホームページ上（エビデンス 2-1-3：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部>医療薬学科>3 つのポリシーとカリキュラム[3 つのポリシー：アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）]）に掲載している他、入学を検討する受験生向けの「入試ガイド」（エビデンス 2-1-4：入試ガイド 2022）、AO 入試の募集要項（2-1-5：AO 入試募集要項 2022）に記載して明示することで、広く一般の方々に周知を行なっている。姫路獨協大学で開催された令和 3 年度のオープンキャンパスでは、これら資料を用いて入試説明会を開催している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選抜の実施に際して姫路獨協大学では「入学試験委員会」を設置して、入学試験の実施科目及び実施方法に関することなどを審議している（エビデンス 2-1-6：姫路獨協大学入学試験委員会規程）。薬学部に関する入学試験実施科目及び実施方法についての検討・検証は、薬学部教授会において行われる（エビデンス 2-1-7：令和 2 年 1 2 月 9 日第 298 回薬学部教授会（教員会議）議事要録 4. 審議事項（1））。薬学部教授会での協議に

より、原案を作成したのち、「入学試験委員会」にて審議、決定している。入学志願者の評価と受け入れを決定する際には、薬学部教授会において審議して合格候補者を決定し、入学試験委員会で協議後、学長が決定している(エビデンス 2-1-8: 姫路獨協大学学則(第17条2(4)))。薬学部では、入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力を的確に評価するため、表2-1のように、多様な選抜方式ごとに最も適切と考えられる評価法を採用して、入学者の基礎学力を判定している(エビデンス 2-1-9: 入試ガイド2022)・(エビデンス 2-1-10: A0 入試募集要項2022)・(エビデンス 2-1-11: 大学案内2022)。

表2-1 薬学部の入試区分(2022)

入試区分			試験科目	募集定員
総合型 選抜	AO入試	前期	課題レポート、面接、調査書	5
		後期	課題レポート、面接、調査書	
学校推薦型入試	公募推薦入試	前期、基礎学力試験型	英語、化学、調査書	25
		後期	英語、化学、調査書	
	ファミリー 専願入試		化学、面接、調査書	(若干名)
	HDU チャレンジ入試	前期		化学、面接
後期				
一般選抜	一般入試	A日程	3教科型(英語、数学、化学)	60
			2教科型(英語、国語、数学から1科目、物理、化学、生物から1科目)	
		B日程	2教科型(英語、国語、数学から1科目、化学)	
			指定科目重視型(化学)	
		C日程	英語、国語、数学から1科目、化学	
		D日程	講義レポート型 (講義受講、講義レポート試験、面接)	
			共通テスト利用型 (大学入学共通テスト結果、面接)	
		編入学入学	小論文、化学、面接	

	大学入学共通テストプラス入試		一般入試B日程試験科目(化学)、大学入学共通テスト試験結果	(5)
	大学入学共通テスト利用入試	前期	英語、数学、物理または生物、化学	10
		後期	英語、数学、物理または生物、化学	

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

薬学部の入学定員数は120名であったが、平成25年度入試より入学定員数を100名に変更している。令和3年度までの過去4年間の1年次の入学者は、平成30年度47名、令和元年度は30名、令和2年度は34名、令和3年度は26名(表2-2)である。したがって、入学者数が募集定員を上回るという問題はない。この他に編入者として平成30年度4名、令和元年度は4名、令和2年度は6名、令和3年度は5名を受け入れている。令和3年5月1日の時点では、薬学部1～6年生の総在籍者数は322名である(エビデンス2-1-12:学部 入学者数・在学者数)。

表2-2 薬学部の入試区分(2022)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
志願者数	211	156	133	106
合格者数	158	114	110	93
入学者数	47	30	34	26
入学定員	100	100	100	100
入学定員充足率	47%	30%	34%	26%
在籍学生数	473	441	387	322
収容定員	600	600	600	600
収容定員充足率	79%	74%	65%	54%

[編入学]

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入学者数(2年次)	2	4	6	2
入学者数(3年次)	0	0	0	1
入学者数(4年次)	2	0	0	2
合計	4	4	6	5

[点検・評価]

薬学部におけるアドミッション・ポリシーは、姫路獨協大学ホームページを通じて公表されているとともに、入学試験の各種募集要項にも記載され、入学志願者に対して事前に明確に周知されている。また、オープンキャンパスにおける入試説明会ではそれら資料を

用いた説明がなされている。以上の理由により、評価の視点「2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知」を充足している。

一般入試および公募推薦入試では、試験問題および採点の妥当性を出題委員複数名が点検・確認し、採点の結果をチェックしたうえで合否判定されており、透明性と公平性は確保されている。編入学試験では、公平な判断を担保するため教員2～3名で面接を実施している。すなわち、医療人としての適性、目的意識あるいは潜在能力を持つ学生を公平な評価で選抜できるように工夫されている。A0入試では、エントリーシート、志望理由書、課題レポート、高校時代の調査書を参考にして、3名の面接者で公平かつ客観的に評価して医療人としての適性を判断している。また、入学試験問題は教学社から出版されている赤本問題集として解答と共に広く公表されている。入学志願者の評価と受入を決定する際には、薬学部専任教員を構成メンバーとする薬学部教授会において審議して合格候補者を決定し、入学試験委員会で協議後、学長が決定しており、責任ある体制の下で行われている。判定会議資料はすべて匿名で提示されるため受験生の特定ができない様に工夫されている。薬学部では入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力を適確に評価するため、多様な選抜方式ごとに最も適切と考えられる評価法を採用している。とりわけ、受験者数が多い一般入試、及び公募推薦入試では、入学後の教育を配慮して化学を重視した配点により学力を評価している。以上の理由により、評価の視点「2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証」を充足している。

令和3年5月1日の時点において、薬学部の収容定員数600名に対して総在籍者数は322名(充足率54%)であるため、教育を行う環境の確保に関する状況は満たされている。以上の理由により、評価の視点「2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持」を充足している。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

薬学部では多彩な入試広報活動を通じて、入学志願者及びその保護者、高等学校に対してアドミッション・ポリシーの情報の周知を行っている。しかしながら、近年、とりわけ「A0入試」を受験する学生については一般的な知識の量が不足している学生も含まれており、より正確な評価のために選抜方法の更なる改善を検討する必要がある。また、A0入試、指定校制推薦入試、公募制推薦入試での入学者は、12月以前に入学が決定するため、それ以降の高校での勉強がおろそかになる傾向もある。これまでもA0入試、指定校制推薦入試の合格者全員、公募制推薦入試や一般入試の合格者の中の希望者を対象に春休み特別講義を行っている他、入学予定者および薬学部合格者に学習資料を送付し(エビデンス2-1-13:令和3年入学予定者への入学前配付教材送り状)・(エビデンス2-1-14:令和3年合格者への入学前配付教材送り状)、自主的に学習計画を立てられるようにしている。しかし、これらが真に有効に機能するための改善策を検討し、薬学教育に必要な基礎学力、薬学に対する資質と意欲を有する多様な学生を受け入れるために、現行の入試制度を必要に応じて柔軟に見直し、最善の方法を探る必要がある。また、各々の選抜方法で入学した学生の基礎学力や入学後の成績の追跡によるデータの蓄積と活用も求められる。

最近4年間の入学者は平均して入学定員の34.25%となっている。近年、薬学部における入学定員に満たない状態が継続しているが、その理由としては、全国的に薬学部・薬科

大学の 신설により薬学部を志望する受験者が分散したことなどが考えられる。結果として学生数は少人数できめの細かな指導が可能となつてはいる反面、定員の大幅な割り込みは教学上健全な状態とはいえない。これまですでに行われている取組み(薬学部広報委員会・全学教務部などと連携してのオープンキャンパス・オープンレクチャーでの広報活動、教員自身による高校訪問活動など)に加え、新たな入試広報活動を展開し、根本的な改善を行う必要がある。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

[現状]

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

姫路獨協大学では入学者(新入生・編入生)に対して、入学時に担当部局(担当職員)によるオリエンテーションを実施し、学生生活その他の案内を行っている。また、教務課職員が「履修の手引」を基に一般的教務事項についてガイダンスを行なっている(エビデンス 2-2-1:令和3年度新入生オリエンテーションの概要および教務関連の説明資料)。薬学部では入学時に薬学部独自のオリエンテーションを実施しており、入学者と保護者を対象として姫路獨協大学の教育理念と目的、6年間の薬学教育の流れ、医療人としての薬剤師育成などの教育方針についてのガイダンスを行っている(エビデンス 2-2-2:令和3年度薬学部新入生オリエンテーション資料)。また、薬学部の各担任教員とは原則として入学式当日の午後に面談を実施し、学習目標、将来の進路等を確認し、6年間で履修すべき科目と併せて学習に対する姿勢などについて懇談を行なっている。なお、薬学部の担任制度は、1~4年次まで教員一人あたり各学年概ね4名程度を担当し、5年次以降は配属研究室の教員が引き継ぐシステムであり、履修指導・学習相談だけでなく、生活指導なども行っている。(エビデンス 2-2-3:令和3年度薬学部新入生・編入生の担任名簿)

一方、薬学部に在学中の在学生に対しても前・後期の講義開始直前には、学年毎の薬学部生ガイダンスを実施して、「履修の手引」を基に6年間の薬学教育の中の当該学年・学期における履修内容や履修上の注意事項などを指導している(エビデンス 2-2-4:令和3年度薬学部前期ガイダンス資料(1-4年生))・(エビデンス 2-2-5:令和3年度薬学部前期ガイダンス資料(5-6年生))・(エビデンス 2-2-6:令和3年度薬学部後期ガイダンス資料)・(エビデンス 2-2-7:令和3年度薬学部後期6年生ガイダンス資料)。また、薬学部4年次後期に実施される薬学共用試験(CBTならびにOSCE)については、上記ガイダンスとは別に、CBT実施委員会およびOSCE実施委員会が薬学共用試験の意義、概要、実施説明などをガイダンスしている(エビデンス 2-2-8:薬学共用試験 CBT 説明会案内資料(2020年度・2021年度))・(エビデンス 2-2-9:薬学共用試験 OSCE 説明会案内資料(2019年度~2021年度))。

薬学部5年次の病院・薬局実務実習開始前には、薬学部の長期実務実習委員会（実務実習事務局）が実務実習ガイダンスを開催し、実務実習の概要、実習に臨むにあたっての注意事項（身だしなみ、携帯物、実習態度など）等の説明を行っている（エビデンス 2-2-10：令和3年度用5年生対象実務実習ガイダンス）。さらに、薬学部6年次学生には、姫路獨協大学実習課の担当職員から当該年度の薬剤師国家試験の受験に関する説明会と、申請手続きが行われている（エビデンス 2-2-11：107回薬剤師国家試験受験申込み説明会案内）。

また、薬学部では令和2年度入学生から、韓国からの学生を受入れている（表2-3）。但し、2019年末から世界的流行となった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響から、令和3年12月の時点では韓国学生の日本への入国はできていない。そのために授業については各担当教員で遠隔配信やオンデマンド配信、国内学生の対面授業と遠隔配信を組み合わせたハイブリッド授業などにより対応している。授業に必要な教科書については、薬学部と教務課が連携して郵送手配を行い、韓国に送付した。（エビデンス 2-2-12：令和3年3月26日第309回薬学部教授会（教員会議）議事要録 5. 協議事項(2)）・（エビデンス 2-2-13：教務連絡事項）。また、韓国学生の定期試験実施方法については薬学部教授会において承認が得られている（エビデンス 2-2-14：令和2年6月26日第289回薬学部教授会（教員会議）議事要録 5. 協議事項(3)）。なお、韓国学生の日本語コミュニケーションのサポートとして、薬学部では日本語・韓国語による対応ができる非常勤のアドバイザー（嘱託）を採用して（エビデンス 2-2-15：姫路獨協大学学報第123号）、薬学部教務委員、薬学部各科目担当教員、教務課等の事務部門と連携して、入国ができていない韓国学生とのきめ細やかな対応にあたっている（令和2年度から継続中）。

表2-3 韓国からの留学生（新入生）数

	令和2年度	令和3年度
人数	6	3

このように薬学部では薬学部教員と事務職員は担当内容に応じて適宜、適切に分担することにより、学生への効果的な学修支援体制を築いている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

授業や定期試験、実習や演習等の教学上の履修に際して支障となる障害（聴力障害、運動機能障害、精神疾患等）をもった学生については、教員による配慮申請を行える制度が確立している（エビデンス 2-2-16：授業配慮申請書）。当該学生については、教務課および薬学部で把握するとともに、授業等を担当する教員、および担任の各段階で連携して、授業・実習や定期試験の受験資格などに関する対応を行っている（表2-4）。

表2-4 授業配慮件数（薬学部）[教務課：2021年11月16日時点]

年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
前期	6	2	10
後期	4	6	6

合計	10	8	16
----	----	---	----

学生の授業への出席状況は薬学部教授会において情報共有され、学生のモチベーションの低下などに関して、事前に対策が取れるよう考慮している。また、薬学部の各教員のオフィスアワーを設けており(エビデンス 2-2-17: 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学生生活>相談の窓口など [オフィスアワー])、授業内容等で不明な点について学生が積極的に相談することが出来るようにしている。さらに、留年学生については特に各担任教員による面談を実施して個別指導を行うとともに(エビデンス 2-2-18: 令和3年度薬学部留年学生面談記録一覧)、1年に一度、保護者懇談会を実施し、留年などを未然に防ぐように努めている。但し、保護者懇談会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は全体会(学部懇談会)が中止となっている(各教員と保護者との個別懇談会は実施)(エビデンス 2-2-19: 令和3年度保護者懇談会案内及び中止案内)。大学の全学的な取り組みとしては学習支援センターを整備し、基礎学力の強化(主に数学、物理、化学、生物)ならびに学生の学習面のさらなる充実を図るため、学生の様々な学習相談に応じている(エビデンス 2-2-20: 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学生生活>学習支援センター)。

また、留年となった学生には、各担任が面談を行うなどのこまめな対応を行っている。特に卒業単位未修得学生(卒業延期生)に対しては、2月初旬に次年度4月からの学習方法や卒業に必要な単位修得のための手続き等についてガイダンスを行っている(エビデンス 2-2-21: 令和2年度卒業延期生向けガイダンス)。新年度の前期ガイダンスでは、必要に応じて担任との面談を受け、これまでの学生生活の問題点や今後の学習方法について相談するように奨励している(2-2-22: 令和3年度薬学部前期ガイダンス資料(卒延生))。

その他では、薬学部では教員の教育活動を支援するための仕組みの一環として、TA(Teaching Assistant)を教員が申請できる制度が整っている(エビデンス 2-2-23: 姫路獨協大学臨時職員の時給単価の取り扱いについて及び申請に係る書式等)。主に学生実習に際して上級学年の学生が教員の指導補助にあたる場合などで本制度は利用されている(表2-5)。

表2-5 TA制度の利用状況(薬学部) [2021年11月15日時点]

年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
件数	4	4	6
人数	14	9	18

[点検・評価]

薬学部学生への修学支援については、適切な時期にガイダンスを実施し、履修指導を行える体制を十分に整備できている。また、担任制度を活用して、学生の日常生活全般や修学上の問題に対する最も身近な指導助言者として対処し、学生の学業、研究活動、あるいは進路、心身などの全般についての指導、相談を行えるようにしている。さらに、全学的な取り組みとして、リメディアル教育を重点的に担当する「学習支援センター」も設置している。以上の理由により、評価の視点「2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修

支援体制の整備」を充足している。

心身の機能に障がいのある学生に対しては、定期試験の受験の機会が十分確保されるよう対応している。入学後の「新入生健康調査」により、健康管理に必要な連絡事項を健康管理室にて調査し、必要に応じて、学生が授業配慮申請を提出し、関係部署や当該学生の担任教員に連絡し、全学的な支援を行っている。以上の理由により、評価の視点「2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実」を充足している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

全学における全学共通科目（一般教養）担当教員によるガイダンス、薬学部におけるガイダンスでは、それらが別々に行われており、相互の連絡や連携についてはこれまで実施されていない。学修支援体制を強固にするためにもお互いの状況を把握することは教務上重要で、学生情報などの伝達も円滑化が図られる。適切な連携や顔合わせ、申し送りなどによる改善策が望まれる。また、ガイダンスやTAなどに関して、学生からのフィードバックを反映させる仕組みが未確立であるので、適宜学生の意見を抽出するための特定のアンケートなどを実施する改善策も望まれる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

薬学部における学生の進路指導支援体制として、全学組織としてキャリアセンターならびに薬学部独自の就職委員会を整備し、進路・就職ガイダンス活動を通して学生の支援を行っている（エビデンス 2-3-1：2021 キャリア支援講座案内）。キャリアセンターでは、スタッフが学生の進路指導を担当し、学生の就職活動が本格化する時期に先立ち、希望学生全員に対して、スタッフとの個人面談を実施している。学生から提出された進路希望調査票を基礎資料として進路希望や現在の活動状況を確認し、就職活動を開始するに当たっての疑問点や不安な点を解消できるよう相談に応じている。また、公務員試験準備等のキャリア支援講座の開催、薬学系業界セミナー、合同説明会への参加の手配を行っている。

薬学部内の就職委員会は、学生とキャリアセンターの中間に位置し、薬学部教員2名が担当している（令和3年度）（エビデンス 2-3-2：令和3年度薬学部担当委員名簿）。就職委員は学生が進路を考える際の身近な存在として学生の就職・進学等の相談に対応するとともに、キャリアセンターからの就職支援情報を随時学生に伝え、進路相談などへの活用を促している。また、進学については、配属研究室の指導教員が学生の相談に応じている。

薬学部在学学生を対象として、5年次学生に就職準備ガイダンス（エビデンス 2-3-3：令和3年度薬学部5年次向け就活関連案内）を実施している。5年次生には、学生の就職に対する意識づけを目的として、医療機関、薬局、製薬企業における業務の内容、求人状況など

の情報提供、および、就職先決定までのタイムスケジュールを業界ごとに提示し、就職活動開始までにやるべきことを解説している。また、学生への求人情報提供のため、イントラネットを利用して求人票が検索できるシステムを構築し、学生が自由に閲覧できるよう整備している(エビデンス 2-3-4: 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>就職・進路>HDU キャリアナビ [HDU キャリアナビ(求人票閲覧システム)])。以上の理由により、評価の視点「2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備」を充足している。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

現状では薬学部における就職解禁日は、5年次学生の3月1日とされ、解禁日以降に説明会やエントリーが開始され、夏にかけて面接などの選考が行われるが、現実的にはそれ以前から企業側からの動きは開始されているのが現状ある。インターンシップなどを含め、今後の我が国における就職活動の動向なども見極め、時流に応じた対応を随時検討する必要がある。また、現時点では当学部に大学院が設置されていないことなどの理由から、進学を志望する学生がほぼ認められないため、各担任レベルでの対応に留まっているが、今後、大学院等への進学に関しての学生の要望を的確に把握し、学部としての相談・助言体制を整備していく検討を行う必要がある。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

[現状]

● 学生サービス、厚生補導について

姫路獨協大学では、学生の相談、サービス、厚生補導に関する窓口として、学生課を設置し、専任の職員を配置している。薬学部には学生委員の教員を割り当て、全学の学生委員会や学生課との連絡・調整を行う仕組みを整備している(エビデンス 2-4-1: 令和3年度薬学部担当委員名簿)。

● 奨学金など学生に対する経済的な支援について

経済的支援に関して、姫路獨協大学の多くの学生が奨学金制度(表 2-6)を利用しており、奨学金なくしては学業の継続が困難と思われる学生が多数存在している。経済的支援に関する相談や奨学金手続きなどの情報提供は、すべて学生課を担当窓口としている。学生課は、学生が必要な奨学金に関する諸手続きを期間内に不備なく行えるよう、その周知および書類点検も担当している。学生への周知は、大学ホームページの他、学生便覧である学生生活ガイドへの案内記載、担任教員を介した連絡、学内広報誌や掲示版への掲示、案内用資料の作成・配布により行っている(エビデンス 2-4-2: 姫路獨協大学ホームペー

ジ/ホーム>学生生活>学費、授業料減免、奨学金・奨励金)・(エビデンス 2-4-3 : 学生生活ガイド 2021 [18-29 頁])。授業料等の減免制度としては、一般特待生制度 (S 種・I 種・II 種)、ファミリー制度、HDU チャレンジ入試特待生制度、シニア割引制度、及び本学部の入学学生を対象とした、地域連携指定高等学校制度を設けている。また、令和 2 年度以降に社会的な大きな問題となっている新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応として、令和 2 年 5 月 1 日にホームページを開設して、姫路獨協大学学生課を窓口に、経済的な面で不安を感じている学生に向けたサポート体制も構築している (エビデンス 2-4-4 : 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>最新情報>新型コロナウイルスの影響により、経済的な面で不安を感じている在学生への皆さんへ)。

表 2-6 姫路獨協大学で整備している奨学金 (薬学部学生に適用可能なもの)

①	姫路獨協大学奨学金 (給付)
②	姫路獨協大学学業支援奨学金 (給付)
③	姫路獨協大学特別学業支援奨学金 (給付)
④	緊急支援奨学金 (給付)
⑤	遠隔地予約奨学金 I 種 (給付)
⑥	関育英奨学会奨学金 (貸与)
⑦	日本学生支援機構奨学金 (貸与)
⑧	姫路市奨学金 (一般奨学金、連合婦人会奨学金、播戸奨学金) (給付、貸与)
⑨	民間財団 (中村積善会奨学金、三宅正太郎育英会奨学金、瀧川奨学財団奨学金)
⑩	その他、地域自治体や財団による奨学金制度があり、その都度、周知して申請や利用を呼びかけている (給付、貸与)。

● 学生の課外活動への支援について

薬学部では課外活動の一環として、5 年次生や 6 年次生の各種学会での発表などが行われ、薬学部各研究室において担当教員による指導、支援が実施されている (表 2-7)。但し、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の状況から、参加人数はこの直近の 2 年間においては制限があったものと考えられる (下表ではオンライン学会の学生参加状況は反映されていない)。

表 2-7 薬学部学生の学会参加状況 [2021 年 11 月 15 日時点]

年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
件数	0	0	7
人数	0	0	8

● 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などについて

姫路獨協大学では健康管理室を設置し、けが人・病人の応急処置、健康診断、健康相談に随時対応できるよう整備している。健康管理部門は、医師 (薬学部教授:内科医)、看護師が配置され、けが人・病人の応急処置、健康診断、健康相談に随時対応できるよう整備

している。1か月に1度、協力医に任命された医師免許を持つ薬学部の教授(循環器内科)1名と、医療保健学部の教授(腎臓内科)1名が相談を行っている。また、校医として、内科、精神科、整形外科、婦人科の医師も月に1度程度来校し、学生の相談に対応している。

また、学生のメンタルケアや生活相談は、健康管理室内のカウンセリング部門において、1名の常勤カウンセラー(医療保健学部教員)と3名の非常勤カウンセラーが対応している。そこではプライバシーを尊重し、学生の抱える生活上のほぼ全ての悩みについて、相談できる場としている。月曜から金曜まで開室し、予約制を取っている。なお、必要に応じて、心理テストも実施している。また、カウンセリング部門の中には、フリースペースを設置し学生が予約なしで自由に過ごせる事の出来る「場所」の提供も行っている。これらの相談室等に関する情報は、ホームページ、学生生活ガイド等を通じて周知を徹底している(エビデンス 2-4-5: 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学生生活>健康管理室)・(エビデンス 2-4-6: 学生生活ガイド 2021 [30-31 頁])。

健康診断の受診勧奨については、健康管理室と学生課が担当窓口となり、定期健康診断の日程等は学内の掲示板、大学ホームページに掲載し、また郵送にて案内文書の送付等を行い周知している。さらに、薬学部では必要に応じて担任教員からも受診勧奨を行っている。受診漏れの恐れがある学生に対しては、健康管理室で作成した未受診者リストを担当教員に配付し、積極的に受診を勧奨している。また、定期健康診断を受診できなかった学生に対しては、医療機関での受診を勧奨している。令和2年度および3年度の健康診断受診率は下表 2-8 の通りである。

表 2-8 令和2年度および3年度 薬学部健康診断受診率

	学 年 別					
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
令和2年度	81.1%	88.6%	86.2%	97.6%	98.6%	95.8%
令和3年度	79.3%	78.4%	88.4%	98.6%	98.2%	95.3%

また、姫路獨協大学では全学組織としてハラスメント人権委員会を設置し、人権侵害・ハラスメントの定義、適用範囲、組織体制とその防止に関する事項を定めた「姫路獨協大学ハラスメント防止等に関する規程」を整備している(エビデンス 2-4-7: 姫路獨協大学ハラスメント防止等に関する規程)・(エビデンス 2-4-8: 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>ハラスメント人権委員会)・(エビデンス 2-4-9: ハラスメント人権委員会に関する細則)。ハラスメントに関する相談窓口は、ハラスメント人権委員および学生課などを設定し、学生および教職員が個人として尊重され、快適な環境のもとでの勉学、教育、研究および職務を保障するため、あらゆる形態のハラスメントの防止および排除を図り、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切に対応するようにしている(エビデンス 2-4-10: ハラスメント相談窓口設置及び事例への対応に関する内規)・(エビデンス 2-4-11: 相談記録簿(様式1))。

[点検・評価]

学生への経済的支援については、学生課が担当窓口となり、それら制度の情報提供ならびに学生からの相談に対応し、経済的支援体制は十分に整備されている。また、本学部には大学独自以外の奨学制度として、地域に特化した独自の奨学金などもあり、各学生の経済的状况に応じた適切な奨学制度の選択を可能としている。学生の健康管理は健康管理室を担当部署とし、学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談などに対応し、十分な支援体制を整備している。特に、メンタルケアや生活相談について、臨床心理士のカウンセラーが対応し、学生の抱える生活上のほぼすべての悩みについて相談できるようにしている。また、学生が自由に過ごせる「場所」(フリースペース)も提供し、多面的なケアを提供している。その他の学生サービスに関しても学生がその修学のための生活安定に係る不安を最大限取り除けるための組織や制度が運用されている。以上の理由により、評価の視点「2-4-① 学生生活の安定のための支援」を充足している。

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

経済的支援については、現行の支援体制を継続するとともに、民間の奨学制度を継続できるよう、大学として努力を重ねているが、多くの経済的支援制度を整備しているため、学生が十分に把握し、活用できているか不明な部分もあることから、まずはその実態を調査することが求められる。また、現状を上回る積極的な周知方法を整備し、経済的支援を充実させるとともに、学生の経済的負担をさらに緩和すべく、大学独自の奨学金などについて検討を行うことで改善を図ることが必要である。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

[現状]

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

姫路獨協大学では全学共用施設として、講義室(45 室)、演習室(14 室)、学生自習室(2 室)、参加型少人数学習のために演習室(14 室)、コンピューター演習室(9 室)を整備している(エビデンス 2-5-1 : 学生生活ガイド 2021 [52-70 頁])。薬学部では専用施設として講義室(1 室:135 名収容可能)を整備し、薬学部の定員 100~120 名に対応可能な適正規模の講義室を保有している(エビデンス 2-5-2 : 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 [先端施設・設備])。当該講義室にはマルチメディア教材に対応したビデオプロジェクターを設置し、IT 機器を使った授業を可能としている。さらに薬学部棟の各階には 4 人が向き合って利用できるテーブルを複数台配置し、グループ学習を可能と

している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

薬学部棟には学生実習室(144名収容可能)が3室整備されている。各実習室にはドラフトなどを設置している他、実習講義等にも対応できるようビデオプロジェクターを設置している(エビデンス 2-5-3: 2021 履修の手引 141-142 頁 [薬学部棟])。

また、薬学部における実務実習事前学習は、薬学部棟1階模擬薬局、会議室、薬学部棟共同機器室1、薬学部棟3階学生実習室および薬学部棟6階講義室で実施している(エビデンス 2-5-3: 2021 履修の手引 141-142 頁 [薬学部棟])。模擬薬局(307.4m²)には、調剤室、模擬病室、薬局カウンター、服薬指導ブース(お薬相談室)、服薬指導ロールプレイ室、無菌室などを配置している。調剤室には、集塵機付散剤台・錠剤台・外用台・水剤台・アンプル棚各3台、散薬監査システム3機、円盤式自動散薬分包機1台、Vマス式自動分包機2台、パイルパッカー式分包機1台、全自動錠剤分包機1台、保冷库1台、補液棚1台、麻薬金庫1台、電子天秤などを設置し、錠剤、散剤、水剤、外用剤、注射剤、調剤鑑査などの実習をグループ単位(15~20名)で実施している。模擬病室には可動式ベッド3台を配置し、服薬指導などの実習を行い、薬局カウンター及び服薬指導ブースには、相談カウンター2台を設置し、薬剤交付、お薬相談、受付、などの実習を行っている。また、服薬指導ロールプレイ室では、服薬指導の実践やグループディスカッションなども行っている。無菌室には、前室、更衣室、エアシャワー、手洗い装置、両面式クリーンベンチ、安全キャビネット、パスボックスを配置し、輸液混合、注射剤混合、抗がん剤調製などの無菌操作を実習できるよう整備しているが、よりきめ細かい実習指導を行うために、3階実習室に卓上クリーンベンチ、移動式手洗い装置を準備し、無菌操作の実習を行っている。

薬学部において5年次生、6年次生が実施する卒業研究に際しては、薬学部の各研究室に所属する。学生が所属する研究室はすべて薬学部棟内に配置され(エビデンス 2-5-3: 2021 履修の手引 141-142 頁 [薬学部棟])、各研究室はそれぞれの研究テーマにあわせた実験機器・備品を整備している。また、インターネット接続(有線、無線両方)が可能であり、データ整理などにも活用できるよう整備されている。各研究室は70m²~112m²であり、学生1人当たりの研究スペースは卒業研究に支障のない十分な広さが確保されている。薬学部棟設置の共同機器室2(124.5m²)には、組織レベルから、細胞、遺伝子レベルに至る多様な科学実験に対応できるように、主に生物系の共通機器、暗室ならびP2実験施室(70m²)を整備している(エビデンス 2-5-3: 2021 履修の手引 141-142 頁 [薬学部棟])。共同機器室3(177.2m²)には、物理系・化学系の共同機器ならび低温室を配置している(エビデンス 2-5-3: 2021 履修の手引 141-142 頁 [薬学部棟])。NMR室にはNMRおよびTOF-MSを配置している(エビデンス 2-5-3: 2021 履修の手引 141-142 頁 [薬学部棟])。これらの共同利用機器については、教員の研究目的で利用されるだけでなく、機器操作に関する指導を十分に受けた後、ほとんどの機器において学生の使用が可能となっているため、卒業研究を実施する上で十分な施設・設備が整っている。

その他、薬学部棟には全学共用施設としての実験動物施設が設置されており、同施設はマウス(1室)、ラット(1室)及びウサギならびにモルモット(1室)が収容できる一般飼育室、SPFマウス動物飼育室(1室)、SPFラット動物飼育室(1室)、トランスジェニックマウ

ス飼育室(1室)を有し、各飼育室には処置室が付属する。また、準備室や行動解析室なども有している(エビデンス 2-5-3: 2021 履修の手引 141-142 頁 [薬学部棟])。また、薬学部棟に併設して薬用植物園(12,000 m²超)が整備されている。同植物園は生態園・ハーブ園・標本園の3エリアより構成され、約650種の草木が植栽されている(エビデンス 2-5-4: 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部>医療薬学科>姫路獨協大学 薬学部 薬用植物園 植物データベース)。

姫路獨協大学の全学施設としての図書館は、総床面積は3,582 m²、閲覧座席総数は395席であり、収容定員(3,010人)の約13.1%を確保している(エビデンス 2-5-5: 2021 履修の手引 128-131 頁 [本部等・図書館・厚生棟])。薬学関連図書については、薬学部設置時約1,300冊、その後も毎年教員が厳選した推薦専門書を中心に学習および研究資料となる最新の書籍の追加収蔵に努めている(エビデンス 2-5-6: 図書館新規購入図書(2016-2020) [附属図書館決算書からの抜粋])。最新の研究資料として、薬学部関連の学術雑誌(外国語雑誌)および和雑誌を毎年契約している(表 2-9)。(エビデンス 2-5-7: 姫路獨協大学図書館における薬学関連学術雑誌一覧)。また、学習資料に関しては、指定図書コーナーを設けている。

表 2-9 姫路獨協大学図書館における薬学関連学術雑誌の契約状況

[2021年11月15日時点]

年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
外国雑誌	23	24	24
和雑誌	20	データ無し	データ無し

薬学部棟内に専用の図書室はないが、各研究室内に図書を配備している。それらは主として研究室に配属されている5年次生や6年次生の授業や実習、研究の際、および、専門的な学修に興味をもった低学年次の学生に活用されている。

その他、学生が自習を行うための施設としては、図書館3階自習室(通常は平日9時~18時に開室 [現在はコロナ渦のため時間短縮中]:パーティションで隣席と区切られた机を約100席設置)の他、講義棟のコンピューター演習室、薬学部棟の自習室、講義を実施していない時間帯の講義室の利用が可能である。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

姫路獨協大学では開学時より、キャンパス、厚生棟(食堂・売店・書店などを設置した施設)、講義棟の様々な箇所に車椅子対応のスロープを、また本部棟(事務棟および図書館)、各建物内(薬学部棟も含まれる)には、車椅子使用者を含む障害者対応のエレベーターや自動ドアも設置し、学内全体を不便なく行き来できるようになっている(但し、雨天時の屋外での車椅子移動の際には、屋根が設置されておらず十分な配慮がなされていない箇所もあるため、今後の改修の必要性も残されている)。さらに、本部棟入口横や薬学部棟入口横には障害者用の駐車スペースがあり、建物内(薬学部棟も含まれる)には障害者用トイレも複数整備している(エビデンス 2-5-8: 平成27年度 姫路獨協大学 自己点検評価書 [8

頁（教育環境の整備）]）。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

前述の通り、姫路獨協大学では全学共用施設として、講義室(42室)、演習室(11室)、学生自習室(7室)、コンピューター演習室(8室)、LL教室(3室)、多目的教室(1室)を整備している。薬学部では専用施設として講義室(1室:135名収容可能)を整備し、薬学部の定員100～120名に対応可能な適正規模の講義室を保有している(エビデンス 2-5-9:講義室、演習室等の面積・規模)ため、履修者の規模、履修者数に対応した適切な教室の選定が可能な状況が構築されている。また、令和2年度以降のコロナ禍の状況下において、対面での授業が行われる際には密を避け、学生同士が十分な間隔を空けて着席できるような規模の教室を充当し、また、学生との距離が近い位置に教卓が配置されている教室では教卓にアクリルボードを設置するなどをして、コロナ禍に応じた適切な対応が行われている。

[点検・評価]

薬学部で整備している施設・設備は、学生が効果的な教育活動を行ったり、様々な研究活動を行ったりする上で必要なものが適切に揃えられている。また、学生のグループ学習や自習において利用できる施設・設備としては、少人数教育のための演習室(全学共用施設:14室設置)、薬学部棟の各階に複数台配置した丸テーブル(4人が向き合って利用可能)があり、実際に学生によって活用されている。4年次生の実務実習事前学習を実施するための施設としては、模擬薬局を設置し、必要に応じて、学生実習室なども使用することにより、スペース的にも余裕を持った効率的な実習環境を提供している。また、様々な分野の研究に対応できるような教育研究用機器が薬学部棟内に集約され、共同機器として整備できている。各研究室にも、教育・研究を遂行するために必要な機器、備品が整備され、学生の利便性も高く、卒業研究に活用されている。さらに、図書館は最新の図書・学習資料を継続的に購入して拡充している他、教員が厳選した推薦専門書の追加収蔵にも努めている。図書館内には、学生の自習スペースとして十分な数の座席を配置し、平時であれば開館時間も通常平日9時00分から21時40分まで、土曜日9時00分から17時00分までであり、学生の自主学習の場として利用可能としている。以上の理由により、評価の視点「2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理」、「2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用」を充足している。

施設面の整備においては、車椅子使用者を含む障害者対応のスロープやエレベーター、トイレなどが設置・整備されていることから、評価の視点「2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性」を充足している。

また、授業に際して履修者数に応じた教室規模の選択や、授業形態に応じた教室タイプの選択が事務部門の教務課によって一元的に適切に管理・運営されており、教育的な効果を高めるための適切かつ臨機応変な対応が可能となる状況が整っている。以上の理由により、評価の視点「2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理」を充足している。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

教育・研究に必要な施設、設備は整備されているが、薬学部棟内にセミナー室に類する

施設が少なく、やや利便性を欠いている。また、学生の自習スペースも十分確保出来ているが、学生の各種ニーズにそれぞれ対応出来ているかについての調査は行われていない。セミナー室や自習スペース等の一層の拡充を念頭に、これらについて学生の要望を把握するための調査を含めた対応の検討が今後必要である。また、図書や資料の拡充は継続的に実施しているため、図書館内の配架スペースの拡充や古い図書や資料との差替えも検討が必要である。

施設の利便性については、実際に障害を持たれている学生の意見などを取り入れ、改善計画に取り入れることが求められる。また、教室利用の適正化が図られ、運用されているが、薬学教育コアカリキュラムが将来的に改訂された際にアクティブ・ラーニングの拡充などに合わせた授業形態が増加することも予想されることから、継続的な見直しと改善が必要である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

授業に関する学生の意見は、姫路獨協大学全学の教育改善実施（FD）委員会および薬学部教育改善実施（FD）委員会が主導し、前後期のそれぞれの学期ごとに授業科目単位で、学生による授業評価アンケートを実施して匿名形式により学生からの意見を収集している。授業評価アンケートの結果は各授業科目の担当教員にフィードバックし、それを基に各教員は教育活動自己評価を作成して大学として公表を行っている。これらを通じて教員は各担当科目の授業に学生の意見を反映させることが可能な状況が構築されている（エビデンス 2-6-1：姫路獨協大学 2021 年度前期「学生による授業評価アンケート_調査結果報告書」・（エビデンス 2-6-2：2021 年度前期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について）・（エビデンス 2-6-3：薬学部 2020 年度前期・後期 教育活動自己評価一覧）。

奨学金、アルバイト、下宿、課外活動、経済的問題など、学生個々の学生生活に関する意見を収集する窓口として学生課および学生委員会を整備し、日常的な学生生活全般の支援を行っている。また、施設・設備に対する学生の意見などに関しては、学生の自治組織である「学友会」が整備され、全学のクラブ・同好会あるいは学友会正会員（本学学生全員）からの意見は、学友会を介して事務・学生委員会と意見交換を行い、諸問題の改善に向けて機能している（エビデンス 2-6-4：姫路獨協大学 学友会会則，および，姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学生生活>課外活動>学友会本部）・（エビデンス 2-6-5：学生生活ガイド 2021 [5-6 頁]）。

さらに薬学部では匿名性を重んじる学生の意見・要望に対応するため、投書箱「学生の声」を薬学部棟1階に設置し、日常から学生の意見をくみ上げるように努めており(エビデンス 2-6-6:「学生の声」の実物写真)、学生からの意見が投書された場合には適宜、薬学部長をはじめ、薬学部教務委員、該当する薬学部教員や担任教員、薬学部委員会、事務部門などが連携して対応にあたることになっている(表2-10)。

表2-10 薬学部棟1階「学生の声」投書件数 [2021年11月15日時点]

年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
件数	5	0	2

[点検・評価]

薬学部では学生一人ひとりに対応するための担任制を整備し、学修、大学生活、施設・設備などを含む全ての事項について各学生の意見を汲み上げ、薬学部教授会、全学の教務委員会、学生委員会など、意見に応じた委員会に提示して、的確に学生生活の改善に反映するよう努めている。また、薬学部では教員と学生とのコミュニケーションを普段から十分取れるようにする仕組みがあり、学生は気軽に担任教員を通じて意見などを申し出ることが可能な雰囲気や状況が構築されている。

以上の理由により、評価の視点「2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用」、「2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用」、「2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用」を充足している。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

学修について、学生からの意見の汲み上げと、それらの教員へのフィードバックは行われているが、継続的な効果の検証などを今後実施することで、更なる改善に努める努力が必要である。学生生活についても、卒業生までを含めた追跡調査を実施し、学生生活の改善と学修への効果を数値化するなどして学生の置かれている実態を可視化するなどの工夫も求められる。施設・設備についての意見収集などは、電子化を進めるなどで大学運営の執行部への意見集約のスピード化が今後必要となる改善項目である。

[2の自己評価]

学生の受け入れ、学習支援、キャリア支援、学生サービス、学習環境の整備、学生の意見・要望への対応の各項目に関して、薬学部では姫路獨協大学全学との連携の下に現状において必要かつ十分な対応を実施している。一方で、現下のコロナ禍のような社会的状況・経済的状況により学生のニーズや必要な対応は随時変化する。これらを敏感に捉え、学生への対応の迅速化を進めるためには、関係する制度の整備を早急に見直して、益々求められるスピード化に対応する体制を作ることが今後必要である。

3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

薬学部では、「人間性豊かな幅広い教養、問題発見・解決の能力及び倫理的思考力、医療事故及び薬害を防ぐ安全管理能力、並びに先端医療科学に対応できる能力を修得し、医療機関、企業及び公共機関等において活躍できる豊かなコミュニケーション能力を備え、生涯にわたり学び続ける意思及び能力を身につけた幅広い視野を持つ高い資質の薬剤師を養成すること。」を教育の目的として定めており、その目的に基づいて、「幅広い教養、コミュニケーション能力の豊かな人間性、研究する心と態度、高い創造性、問題発見・解決の能力、倫理的思考力、生涯にわたり学び続ける意思と能力、医療に貢献できる能力などを身につけ、医療貢献あるいは社会貢献ができること。」を学位授与方針として定めている。

上記薬学部ディプロマ・ポリシーは令和3年度が2年に1度の見直しにあたることから、薬学部自己評価・点検委員会による検討要請に基づき、薬学部教育改善実施委員会（FD）委員会により原案が作成され、令和3年7月21日の第316回薬学部教授会において承認された（エビデンス 3-1-1：令和3年7月21日第316回薬学部教授会（教員会議）議事要録 4. 審議事項（2））。今後、方針変更の必要が生じた場合にも同じ体制で検討する。この学位授与方針については2022年度の「履修の手引」から記載して、教職員および学生への周知を行う。なお、改定前の現行のディプロマ・ポリシーについては「カリキュラム・ポリシー」とともに「履修の手引」に記載し、教職員および学生に周知している。また、姫路獨協大学ホームページにも掲載し、学内だけでなく、広く社会に公表している（エビデンス 3-1-2：2021 履修の手引 23-24 頁 [ディプロマ・ポリシー]）・エビデンス 3-1-3：路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）薬学部）。2022年度も改訂されたディプロマ・ポリシーは大学ホームページを通じて同様に情報公開を行う。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【単位認定基準について】

成績評価方法は入学時に全学生に配付する「履修の手引」に明記して周知している（エビ

デンス 3-1-4 : 2021 履修の手引 16 頁 [単位の修得について])。また、姫路獨協大学では、2020 年度から GPA 制度が導入されている(エビデンス 3-1-5 : 2021 履修の手引 17 頁 [GPA 制度について])。但し、薬学部における GPA 制度の運用については、薬学部教授会で議論を行なっている途中であり(エビデンス 3-1-6 : 令和元年 12 月 10 日第 273 回薬学部教員会議議事要録 6. 報告事項(2))、今後、運用面での整備を行う予定である。令和 3 年度までの薬学部での GPA の利用については、4 年次学生の研究室配属の際に GPA が基準点となることが薬学部教授会で確認され、各学生に通知されている(エビデンス 3-1-7 : 令和 2 年 3 月 4 日第 280 回薬学部教員会議議事要録 5. 協議事項(1)) (エビデンス 3-1-8 : 令和 2 年 7 月 15 日第 290 回薬学部教授会(教員会議)議事要録 6. 報告事項(2))。また、4 年次を含む他の学年の学生に対しては、薬学部の各担任教員を通じて GPA 通知書が渡され、合わせて学年の中でののおおよその位置についての説明がなされており、学習指導のための一つの資料として活用されている(エビデンス 3-1-9 : 令和 3 年 10 月 15 日第 322 回薬学部教授会(教員会議)議事要録 6. 報告事項(5))。

担当教員の授業方針並びに評価方針については、毎年全学生に配付するシラバスに明記して周知し、単位認定は「60 点以上を合格とする」と定めている(エビデンス 3-1-10 : 姫路獨協大学ホームページから移動可能(路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>シラバス [シラバス表示 (<https://www.himeji-du.ac.jp/univ/syllabus/2021.html>) にリンクしている])。定期試験は、履修した授業科目について授業時間の 3 分の 2 以上出席しなければ当該授業の試験を受けることができないと定めており(表 3-1)、ガイダンス等で学生に周知している(エビデンス 3-1-11 : 姫路獨協大学学則第 39 条)。成績評価は各教員に委ねられており、定期試験、中間試験、レポートの成績などに基づいて、公正かつ厳格に行っている(表 3-2)。忌引き・病気等やむを得ない事故の場合は、速やかに証明書および追試験受験願を提出することで「追試験」を受けることができる(エビデンス 3-1-12 : 姫路獨協大学学則第 40 条)。(エビデンス 3-1-13 : 2021 履修の手引 13-15 頁 [試験について])。薬学部では、前年度に不合格となった科目は再履修として受講する(エビデンス 3-1-14 : 2021 履修の手引 99 頁 [進級制度について])。実習については各実習の実習開始時に当該実習の評価基準が教員から学生に示され、その評価基準(実習態度やレポートの評価)に基づいて行われている。学生が履修した授業科目の評価結果は成績確定後に、前期開講科目については 9 月中旬、通年・後期開講科目については 3 月中旬に書面にて本人及び保護者へ通知している。また、その科目の成績について疑問のある学生に対しては、成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設けている。保護者に対しては、毎年 9 月に保護者懇談会を開催している(但し、令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止の観点から中止の措置となった)(エビデンス 3-1-15 : 令和 3 年度保護者懇談会案内及び中止案内)。また、各学年における在学学生での席次は担任教員に問い合わせることで、薬学事務で集計した結果を学生本人に個人的に開示することが可能である。

表 3-1 姫路獨協大学における定期試験受験資格

学生は、履修した授業科目については、授業時間の 3 分の 2 以上出席しなければ当該
--

授業の試験を受けることができない。(学附第 39 条)

表 3-2 姫路獨協大学における成績評価

評 価	合 格			不 合 格
	優	良	可	不 可
採 点	100～80	79～70	69～60	59～0

- (注) 1. 既に合格した科目の評価を取り消すこと、合格した科目を再履修することはできない。
2. 再試験の評価は「可」、若しくは「不可」とする。

【進級基準について】

薬学部では、薬学生としての知識・技能・学習の到達度を確認するため、進級基準を学年ごとに表 3-3 の通り定めている。

表 3-3 姫路獨協大学薬学部における進級基準

〈2 年次への進級要件〉 1 年次に開講した「基礎数理」、「実感する化学」及び専門基礎科目の必修科目を全て修得していること
〈3 年次への進級要件〉 2 年次までに開講した全学共通科目、専門基礎科目及び専門科目の必修科目を全て修得していること
〈4 年次への進級要件〉 3 年次に開講した専門科目の必修科目を全て修得していること
〈5 年次への進級要件〉 4 年次に開講した専門科目の必修科目を全て修得していること及び薬学共用試験に合格していること
〈6 年次への進級要件〉 5 年次に開講した専門科目の必修科目を全て修得していること

ただし、上記の進級基準を完全に満たさない場合であっても、以下の基準内である場合には仮進級を認めている。

《仮進級制》

上記の要件を満たさない学生は進級させないこととする。しかし、当該学生のうち、未修得であった必修科目の全ての科目(3 科目以内)が次年度において履修することが可能な場合においては、仮進級させることができる。ただし、実験、実習科目または演習科目を未修得の場合は、仮進級できない。

また、薬学部では在学年限を以下の通りに定めている。ただし、在学年限に関する規程については、令和 4 年度から改定を行う(エビデンス 3-1-16 : 令和 3 年 4 月 23 日第 3 1

1 薬学部教授会（教員会議）議事要録 5. 協議事項(4)。

《在学年限》

各学年次の在学年限は、原則として2年を越えることはできない。

進級の判定は、年度末に開催している薬学部教授会において行っている。各学年の進級条件に基づき、1～5年次生の要判定対象者(進級要件科目に不合格科目が1科目以上ある者)全員の未修得単位状況の一覧を判定資料とし、学年ごとに進級判定を行い、留年者、仮進級者を決定している。進級判定において留年となった場合は、保護者(保証人)に学部長名で通知状を送付している(エビデンス 3-1-17: 留年学生の保護者(保証人)への通知文書)。担任教員(1～4年次)または配属研究室教員(5、6年次)は、どの科目が未修得であるかを確認し3月中に学生と面談を行っている。教員は学生の現状の確認と在学期間を有効に活用すること等を考慮して、再留年しないために今後の学修や生活指導を行っている。学生の出欠状況・成績情報は定期的に薬学部教授会で開示して、教員全体で確認できる体制にしている。また、留年生の上位学年に配当された授業科目の履修については認めていない。これは、留年生はそれまでの学修成果が一定の基準に達していないために留年しているものであり、未修得の授業科目を再履修するとともに、進級時に十分な学力をもって次学年の受講ができるよう指導している。成績状況により、講義の空き時間については、既に単位は修得している不得意科目の聴講を認めている。

【卒業認定基準について】

姫路獨協大学では、学則第52条において薬学部の卒業に必要な単位数を204単位以上と規定し、別表1において科目分類毎の卒業要件単位数の内訳を一覧表として記載している(エビデンス 3-1-18: 姫路獨協大学学則(第52条))・(エビデンス 3-1-19: 姫路獨協大学学則(別表2))。進級や卒業に必要な単位数は、入学時に配付する「履修の手引」に掲載し周知している(エビデンス 3-1-20: 2021 履修の手引 93-97 頁 [薬学部の教育課程モデル/薬学部医療薬学科の教育モデル他])。さらに本学ホームページにも掲載している(エビデンス 3-1-21: 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>教育情報(学群・学部) [06. 学修の成果に関する評価等(5) 薬学部教育課程モデル(卒業要件)・医療薬学科])。

薬学部では6年次生に対し、ディプロマ・ポリシーの基準に従って6年間の薬学部における総合的な学修成果を測定するための試験(科目名: 薬学総合演習 III)を実施し、その可否については、薬学部教授会において厳格な判定会議により決定している。

卒業の判定は、2月中旬の薬学部教授会において、卒業判定会議として行っている。但し、卒業留年した学生の場合には、前期に同様の会議を開催している。(エビデンス 3-1-22: 令和3年2月9日第303回薬学部教授会(教員会議)議事要録 4. 審議事項(1))・(エビデンス 3-1-23: 令和3年8月25日第318回薬学部教授会(教員会議)議事要録 4. 審議事項(1))。6年次生全員の単位修得状況の一覧(上記試験の可否を含む)を判定資料とし、全学共通科目、専門基礎科目、専門科目の単位修得状況について公正かつ厳格な判定を行い、卒業に必要な単位を修得していることが確認された学生について卒業が認められる。

前述の通り、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等については、入学時に全学生に

配付する「履修の手引」にすべて明記し、学生に周知しているが、変更が生じた場合については、印刷物を配付、掲示するとともに、年度初めのガイダンス時の履修指導において、学生に周知している(エビデンス 3-1-24 : 2021 履修の手引 99-100 頁[進級制度について/ 学外実習について/ 「卒業研究」について/ 資格・免許取得について])。

[点検・評価]

薬学部におけるディプロマ・ポリシーは薬学部の教育目的を踏まえて策定され、広く教員、学生に対しての周知が行われている。また、その改訂に係る手順も適切に実施がなされている。以上の理由により、評価の視点「3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知」を充足している。

単位認定については、薬学部の教育課程における全ての科目について成績評価の基準が設定され、「履修の手引」「シラバス」などに明記し、かつ、各学年開始時点でのオリエンテーションで詳しく解説されており、十分に学生に周知されている。また、成績評価は基準に従って厳格に行われ、その結果を年2回、学生及び保護者に通知している。また、成績発表により、その科目の成績について疑問のある学生は、直接各科目の担当教員に問い合わせる制度を設けている。学年における席次などの詳しい情報も配属先の教員を通して学生は入手可能である。

進級については、進級基準が適切に設定され、「履修の手引」に明記して学生に周知している。進級はその基準に則り、助教以上の教員(特任助教を除く)で構成される進級判定会議において公正かつ厳格に判定されている。

卒業認定については、卒業に必要な単位数を「履修の手引」に明記し、学生に周知している。ディプロマ・ポリシーの基準に則り、6年間の薬学部における総合的な学習成果の測定結果も含めて、薬学部教員による卒業判定会議により厳格に執り行われている。以上の理由により、評価の視点「3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知」、および、評価の視点「3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用」を充足している。

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

ディプロマ・ポリシーは、薬学生に求められる資質の変化によって変化していく内容であることから、我が国の社会的状況や医療行政などにも柔軟に対応することが必要であり、その見直しについては2年おきに拘らず、毎年実施することが望ましく、それに応じた改訂作業も随時行うことなど、薬学部としての方針について改善に向けた議論が必要と考えられる。また、単位認定、進級、卒業認定に係る基準の周知とそれらの適用については現在適切に履行されているが、それらはディプロマ・ポリシーの改訂時には改めて再考すべき事項である。また、薬学部で執り行われている6年次学生対象の薬学部での総合的な学習成果を測定するための試験については、その実施と評価は学生の卒業延期と直接的に関係することから、その管理・運営には一層の慎重さと一貫性が必要とされる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

薬学部は、「人間性豊かな幅広い教養、問題発見・解決の能力及び論理的思考力、医療事故及び薬害を防ぐ安全管理能力、ならびに先端医療科学に対応できる能力等を修得し、医療機関、企業及び公共機関等において活躍できる、豊かなコミュニケーション能力を備え、生涯にわたり学び続ける意思及び能力を身につけた幅広い視野を持つ高い資質の薬剤師を養成する」ことを教育研究上の目的として、

1. 薬学に係る最新の専門的知識
2. 先端医療科学に対応できる能力
3. 医療従事者としての使命感並びに倫理観
4. コミュニケーション能力が豊富で患者との間に良好な信頼関係を樹立できる能力
5. 医療チームの一員として薬物治療を支援できる能力

これら 5 つの能力をもつ薬剤師の養成を図る。

教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、これらの能力を育むために、基礎から応用・臨床へと展開する薬学教育を段階的かつ体系的に行うことである。これに基づき、カリキュラム・ポリシーを設定している。

上記薬学部カリキュラム・ポリシーは令和 3 年度が 2 年に 1 度の見直しにあたることから、薬学部自己評価・点検委員会による検討要請に基づき、薬学部教育改善実施（FD）委員会により原案が作成され（エビデンス 3-2-1：令和 3 年度第 6 回薬学部教育改善実施（FD）委員会議事録）、令和 3 年 7 月 21 日の第 316 回薬学部教授会において承認された（エビデンス 3-2-2：令和 3 年 7 月 21 日第 316 回薬学部教授会（教員会議）議事要録 4. 審議事項(2)）。今後、方針変更の必要が生じた場合にも同じ体制で検討する。このカリキュラム・ポリシーは 2022 年度の「履修の手引」から記載して、教職員および学生への周知を行う。なお、改定前のカリキュラム・ポリシーについては「履修の手引」に記載し、教職員および学生に周知している。また、ホームページにも掲載し、学内だけでなく、広く社会に公表している（エビデンス 3-2-3：2021 履修の手引 25-28 頁 [カリキュラム・ポリシー]）・（エビデンス 3-2-4：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>カリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）薬学部）。2022 年度も改訂されたカリキュラム・ポリシーは大学ホームページから同様に情報公開を行う。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

薬学部において、ディプロマ・ポリシー、および、カリキュラム・ポリシーの原案の策定は薬学部教育改善実施（FD）委員会において十分な吟味がなされ、ディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーの調整が行われる（エビデンス 3-2-5：姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会規程）。その後薬学部の全教員による教授会で原案が諮られ、各教員によるチェックを経てその一貫性を担保している（エビデンス 3-2-6：姫路獨協大学薬学部教授会規程）。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

令和3年度において、現行のカリキュラムについて、薬学部教育改善実施（FD）委員会における見直しを進めた（エビデンス 3-2-7：令和3年度薬学部教育改善実施（FD）委員会議事録 [第6回（令和3年7月12日）・第7回（令和3年8月2日）・第8回（令和3年9月13日）]）。そして、3-2-①に記載した新カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成するために、薬学部全教員が関わるFD活動を行い（エビデンス 3-2-8：2021年度前期FD活動資料 [令和3年9月25日実施]）、今後も継続したFD活動を実施することで、薬学部教員間での情報共有を進め、実際のカリキュラム改訂に繋げる予定である。このように、薬学部では新カリキュラムに関する取組みを段階的、継続的に実施し、学部を挙げてシラバスを適切に整備するための手順を実施している過程である。それらを通じて履修登録単位数の上限の適切な設定などを相互に確認し、単位制度の実質を保つための対応を採っている。

なお、薬学部においては2017年度以前の入学生と、2018年度以降の入学生の間でカリキュラムの改訂が既に実施されていて、それぞれのカリキュラムが並行して運用されていて、各カリキュラム・マップも作成されている（エビデンス 3-2-9：薬学部2017年度以前入学生カリキュラム・マップ）・（エビデンス 3-2-10：薬学部2018年度以降入学生カリキュラム・マップ）、姫路獨協大学のホームページでも公表されている（エビデンス 3-2-11：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部>医療薬学科>3つのポリシーとカリキュラム [カリキュラム・マップ]）。また、上記した新カリキュラム改訂のためのFD活動（令和3年9月25日実施）においても現行のカリキュラム・マップを活用した議論を行なった。さらに新カリキュラム作成のための準備段階として、現行カリキュラムのカリキュラム・ツリーの作成も薬学部教育改善実施（FD）委員会内のワーキンググループにより着手されている（エビデンス 3-2-12：令和3年度薬学部教育改善実施（FD）委員会議事録 [第10回（令和3年11月26日）]）。

3-2-④ 教養教育の実施

薬学部のカリキュラムの概要は、1・2年次において、薬学の基礎的知識や技術を習得し、3・4年次において、薬学の基礎から応用、実践力の育成まで幅広く学び、薬剤師の実践的な知識や技術を習得して、薬学共用試験でそれらを確認後、5年次以後の実践的な学習に進む。5年次以後においては、病院・薬局における参加型実務実習を行い、6年次には、アドバンスト科目である、医療・臨床に関わる高度な専門科目を学びつつ、演習科目により薬学部での学修の総合力を確認する。また卒業研究を行う。

教養教育（全学共通科目）は上記の過程の基礎的位置づけとして、1～2年次学生に対

して開講され、実施されている(エビデンス 3-2-13 : 2021 履修の手引 94-95 頁 [薬学部の教育課程モデル])・(エビデンス 3-2-14 : 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>全学共通科目>全学共通科目一覧 [薬学部])。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

薬学生として学習に対するモチベーションを高めるために、卒業生の活躍する現場などを体験するための「早期臨床体験」を1年次前期に開講し、病院、薬局、製薬会社等の医療現場を見学することにより医療の高度化に伴う薬剤師へのニーズや地域医療の重要性について体得できるようにしている(エビデンス 3-2-15 : 令和3年度1年次早期臨床体験シラバス)。2年次以降では、専門科目のほか、各学年で問題解決型演習(PBL: Problem Based Learning)の統合演習を実施し、小グループに分かれて学生一人ひとりがテーマについて問題抽出、調査及び発表に取組み、問題解決能力やコミュニケーション能力の養成に努めている(エビデンス 3-2-16 : 令和3年度2・3・4・6年次統合演習シラバス)。なお、薬学部では「学習成果基盤型教育(outcome-based education)」に力点を置いている。

姫路獨協大学では前期・後期のそれぞれにおいて、開講科目の授業終盤に学生に対して授業評価アンケートを実施している。これらは姫路獨協大学全学の教育改善実施(FD)委員会が企画・主催となり教務課により組織的に運用されており、各教員はその結果を踏まえての自己評価を行い、その内容は姫路獨協大学ホームページから公表されている(エビデンス 3-2-17 : 令和3年度前期及び令和2年度前期・後期「学生による授業評価」アンケート～調査結果報告書～)。薬学部ではこれらを組織的に行い、各教員レベルでの授業方法改善に努めている。なお、「学生による授業評価アンケート」を活用した薬学部における取組みの詳細は「4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施」、および、「5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有」に記載している。

[点検・評価]

薬学部におけるカリキュラム・ポリシーは薬学部の教育目的を踏まえて策定され、広く教員、学生に対しての周知が行われ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が取れるような体制がとられている。また、カリキュラム・ポリシーの改訂に係る手順も適切に実施がなされている。以上の理由により、評価の視点「3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知」、および、「3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性」を充足している。

教育課程の新たな編成は現在進行中のところであるが、カリキュラム・ポリシーに則って適切な編成作業の仕組みが構築され、シラバスの整備に係る手順や、履修登録単位数を適切な設定にできるような取組みが予定されている。また、現行の教養教育は適切な時期に開講・実施されている。以上の理由により、評価の視点「3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成」、および、「3-2-④ 教養教育の実施」を充足している。

授業内容や方法については、学生による授業評価アンケートにより随時改善できる体制が構築され、カリキュラム上もアクティブ・ラーニングの方法をとる授業が既に組み込ま

れている。以上の理由により、評価の視点「3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施」を充足している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

シラバスの記載内容について、現在は専門領域の異なる教員によるチェックがなされていないことから、一層充実したカリキュラムを実現するための改善点として、各領域を中心とした科目間相互でのチェック、あるいは学年間でのチェックを機能的に行うための検討が求められる。

また、一定レベルの基準を満たしている現行の取組みにおいても卒業留年をする学生は一定数存在していることを踏まえ、三つのポリシーを起点とした現行の教授方法等に関して、多角的な視点での確認作業も必要であると考えられる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

薬学部では、6 年次後期の卒業判定会議を設定し、全教員の参加のもと、学外に向け広く公表されている薬学部のディプロマ・ポリシーに即して各学生の到達度について評価を行い、卒業の認定を行っている（エビデンス 3-3-1:令和 3 年 2 月 9 日第 3 0 3 回薬学部教授会（教員会議）議事要録 4. 審議事項(1)）。

また、姫路獨協大学では全学的に就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートを実施している（エビデンス 3-3-2:令和 2 年度卒業生アンケート用紙）・（エビデンス 3-3-3:令和 2 年度卒業生アンケート集計結果）。これら指標は学修成果を点検する際の参考となるデータとしている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

薬学部では、薬学教育推進委員会が薬学部 4 年次以降の学年の薬学部全教員が関わる演習科目について、総合的に管理・運営を行っている（エビデンス 3-3-4:薬学教育推進委員会規程）。その中から学生一人ひとりの学修状況や学修成果を随時把握しており、学習指導等の改善に向けた教育内容・方法に関する情報提供や、学修成果のフィードバックを薬学部教員に向けて薬学部教授会報告などを通じて随時行っている（エビデンス 3-3-5:令和 3 年度薬学部教授会（教員会議）議事要録 [薬学教育推進委員会報告について]）。また、薬学部教育改善実施（FD）委員会では、「学生による授業評価アンケート」に基づく薬学

部教員による「教育活動自己評価」の確認・精査を行い、その中から授業方法の改善等に関して薬学部教授会を通じて薬学部教員への情報提供や提案などを行う他、教育活動に関するFD活動の企画・実施を行なっている。これらの詳細については「5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有」に記載している。

[点検・評価]

薬学部6年次学生の卒業判定に際し、学修成果の明示がなされ、その点検評価が行われている。以上の理由により、評価の視点「3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用」を充足している。

また、薬学部では薬学教育推進委員会が中心となり、高学年の薬学部学生の学修に関しての成果の把握がなされ、薬学部教授会を通じての情報提供により、薬学部の各教員は各担当科目の授業設計などでそれら情報の有効利用ができる仕組みができています。また薬学部教育改善実施（FD）委員会は学生による授業評価アンケートに基づく薬学部教員の教育改善自己評価をもとに、薬学部における授業方法の改善に向けた提案を薬学部教授会に行う他、FD活動の推進により教育方法改善への取組みなどの企画・推進にあたっている。これらを通じて薬学部では学修成果の点検評価を基にした教育内容や方法の改善にフィードバックがなされている。以上の理由により、評価の視点「3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック」を充足している。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の最終的な点検・評価は卒業判定時に行われているが、低学年時においても、その時点での学生一人ひとりの到達度を総合的に捉えるシステムを構築することが望ましい。従って、その点検・評価のために必要とされる多様な尺度や指標、測定方法などについて、策定する取組みが求められる。

[3の自己評価]

大学における教育過程は、学修のための根幹となる。それに必要な確固たる三つのポリシーが定められている。さらに、適切な手順に基づく改訂の流れも明確になっている。それらに基づいた単位授与や卒業の認定基準が策定され、適切に運用されている。また、随時それらを点検する仕組みも構築されている。今後は、フィードバックされた教授法等の改善策が、低学年から機動的に運用可能とするための学年間の連絡なども求められる。

4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学や大学院の教育研究活動は、教授会、評議会、教務委員会、研究科委員会、大学院委員会等が基軸となって運営されている。このうち教授会は基本的に各学部長が議長となって行われるが、評議会、大学院委員会は学長が議長となって運営している。また、学長の責務は、大学の管理運営を代表するとともに、教学面での運営にあたっての責任も大きく、学長がリーダーシップを十分に発揮して業務を遂行するための補佐体制として、姫路獨協大学学則第 11 条に定める副学長を 2 名置いている。副学長には文系学部担当の副学長と理系学部担当の副学長があり、学長の命によりそれぞれの担当学部に関する校務を掌っている。さらに、平成 27 年 4 月からの学校教育法の改正に合わせて学則を改正し、学長の指示を受けた範囲において、副学長自らの権限で校務を処理することを可能にした（エビデンス 4-1-1：姫路獨協大学学則）。また、学長を補佐する体制の強化のため、副学長に加え、各学部長を学長補佐として配置するなど、学長補佐が学長を支えることによって効率的且つ機動的な大学運営が行えるようにしている（エビデンス 4-1-2：姫路獨協大学学長補佐に関する規程）。

平成 27 年 4 月からの学校教育法の改正に合わせ、教授会の役割を明確にするための学則改正（エビデンス 4-1-3：姫路獨協大学学則）を行い、教授会は教育研究に関する事項を審議する機関であり、決定権者である学長に対し意見を述べる関係にあること及び、教授会が審議し、学長に意見を述べる事項を明確にした。改正内容については、学内イントラネット等を利用して周知している（エビデンス 4-1-4：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>学則・大学院学則・諸規定）。これらにより権限の明確化を図り、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築している。

学長と薬学部との関係性については、薬学部教授会規程第 3 条において明記されている（エビデンス 4-1-5：姫路獨協大学薬学部教授会規程（第 3 条））。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

姫路獨協大学は大別すると、事務局、教務部、学生部の 3 つの部局で構成されている。3 つの部局には、部局長として事務職員をもって充てる事務局長、総務部長、教務部事務

部長、学生部事務部長並びに教授をもって充てる教務部長、学生部長、附属図書館長、入試センター長、キャリアセンター長、国際交流センター長、学習支援センター長、健康管理室長および播磨総合研究所長を配置している。

管理運営部門として、事務局には総務部を置き、総務部の下に総務課(情報処理室)、企画広報課、地域連携課および経理課の5つの課(室)を設置している。教務部門として、教務部には教務課、実習課、入試課、キャリア課の4つの課を設置している。学生部門として、学生部には学生課、スポーツ特別選抜室、国際交流課の3つの課(室)を設置している。また、附属図書館には図書館課を設置し、司書の資格を持つ事務職員を置いて、授業や教員の研究活動を支援している。さらに、大学の知的資源を活用して、地域の活性化に寄与するため播磨総合研究所を設置し、その事務は地域連携課が担当するなど、すべての部署において専任職員を配置している。また、健康管理室には学生課長の管理のもと2名の看護師を配置している。その他独立した組織として、業務監査や財務監査を行う内部監査室を置いている。これらの課(室)の業務は「事務分掌規程」(エビデンス 4-1-6: 姫路獨協大学事務分掌規程)で規定されており、大学の使命・目的を達成するための事務体制が整備され、教育・研究支援組織として適切に機能している。

なお、姫路獨協大学の教育・研究活動を支援する事務体制については、全学的な支援体制で対応をしていることから、特に薬学部に所属する専任事務職員の配置はない(エビデンス 4-1-7: 姫路獨協大学組織規程)・(エビデンス 4-1-8: 姫路獨協大学組織規程-別表)・(エビデンス 4-1-9: 事務案内)。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教務課においては、学生への履修指導、成績管理、教員との連携による授業支援、保護者懇談会の開催などを行っている。これらの教務に関する事を支援し、円滑に運営する組織として「教務委員会」を設置している。教務委員会は、教員と職員が教務関連の諸問題について意見交換を行う機関であり、月1回、定期的開催することによって情報の共有を図っている(エビデンス 4-1-10: 姫路獨協大学教務委員会規程)。

研究活動を支援する事務体制としては、主として総務部経理課および総務課が担当しており、科学研究費補助金、受託研究や個人研究費の管理などの業務は経理課が、奨学寄附金、共同研究、地域連携、情報システムに関する業務(CBTを含めIT関連の構築・保守、諸問題の解決など)は総務課が担当している(エビデンス 4-1-11: 姫路獨協大学情報システム整備・運営委員会規程)。

本学附属図書館では、図書館長、各学部から選任された図書館運営委員、3名の図書館課職員による図書館運営委員会が定期的開催され、教育研究を支援するため、指定図書を選定や学術雑誌・図書の選定に基づく図書の購入や図書館アメニティーの改善などの協議を行っている。また、図書館課においては、学外文献の依頼に関する業務などを担当している。(エビデンス 4-1-12: 姫路獨協大学附属図書館運営委員会規程)。

[点検・評価]

教学マネジメントにおける学長のリーダーシップが発揮される仕組みがあり、その下で適切な組織が構築され、職員等の配置が明確化され機能している。

以上の理由により、評価の視点「4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮」、「4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築」、および、「4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性」を充足している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

少子化の影響等からいわゆる「大学全入時代」を迎え、各大学が生き残り策を模索している中、大学改革や魅力ある大学の創出の必要性が求められている。そのための課題とされていた学長のリーダーシップの発揮と速やかな意思決定については、学校教育法の改正をきっかけに更に強化を図ることができたが、今後は、外部からの有識者や専門家の参加を得て、幅広く社会の意見や知恵を適切に反映させることのできる体制の構築が望まれる。

また、事務職員が積極的に企画・立案能力を発揮し、事務職員の大学運営に関わる専門的能力や資質の向上を組織的に行うための職員研修制度が早急に必要と考えられる。今後の課題として、事務職員の資質の向上を図る研修に力を入れ、事務職員一人ひとりの自己啓発・資質向上に繋がるモチベーションを喚起するために定期的な職員研修制度を構築する必要がある。また、姫路獨協大学では人事評価制度を導入しているが、評価者の評価基準や被評価者の目標設定にかかる認識の統一ができておらず、現段階では評価結果を処遇等に反映させることが難しいことが挙げられる。評価結果を処遇等に反映させるための迅速な改善が必要である。

さらに、姫路獨協大学の教育・研究活動を支援する事務体制は、全学的な組織で対応を行っているが、6年制薬学部の運営においては一般社団法人・薬学評価機構による外部評価が7年間隔で実施される状況にあるため、継続的かつ機動的にその対応を行うためには常設部門として薬学部事務室の設置の必要性の声が薬学部専任教員の中から上がってきている。この点を鑑みると薬学部に所属する専任事務職員を配置することが喫緊の課題である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和3年度の薬学部教員在籍状況についてまず概観すると、助教以上の医療薬学科専任教員数は30名であり、さらに助手11名が在籍している（表4-1）。これは、設置基準上必要な専任教員数(収容定員600名:基準28名)を上回っている。教授14名(特別教授1名

を含む)が在籍しており、設置基準上必要な専任教員数の半数(14名)を満たしている。上記専任教員における実務家教員は、5名(教授(特別教授を含む):4名、講師:1名)であり設置基準上必要な実務家教員数(5名)を上回っている。

教員の採用・承認に係る姫路獨協大学教員人事委員会規程、および、薬学部における内規が策定・承認され、それらが運用されている(エビデンス 4-2-1: 姫路獨協大学教員人事委員会規程)・(エビデンス 4-2-2: 姫路獨協大学薬学部教員の選考及び昇任基準・手続に関する内規)。詳細な状況は以下の通りである。

表 4-1 教員数一覧

専任教員数						助手	設置基準上必要専任教員数	実務家教員						設置基準上必要実務家教員数
教授	特別教授	准教授	講師	助教	合計			教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
13	1	7	3	6	30	11	28	4	0	1	0	0	5	5

薬学部では、大学設置基準を満たした教育・研究・実務の高度な専門的知識・技能を有する教授・准教授・講師・助教を、それぞれの専門に応じて配置している(表 4-2)。専任教員は 30 名おり、そのうち、博士の学位の取得者は 29 名(96.7%)であり、薬学博士(12 名)、医学博士(5 名)、理学博士(8 名)、工学博士(2 名)、農学博士(2 名)から構成されており、講義科目を主に担当する専任教員は、長年の教育・研究の豊かな経験を持ち、多くの学術論文、総説、教科書の執筆、学会発表等の優れた業績を有している(エビデンス 4-2-3: 薬学部医療薬学科 2019 年度教育研究活動報告書)・(エビデンス 4-2-4: 薬学部医療薬学科 2018 年度教育研究活動報告書)・(エビデンス 4-2-5: 薬学部医療薬学科 2017 年度教育研究活動報告書)。

薬剤師は 17 名(56.7%)で、専任教員の 5 割以上を占める。医学博士の 5 名の内で医師免許を有する者は 1 名おり、「臨床医学各論」、「分子生物学 I 及び II」、「症例検討統合演習(PBL)」、「身体の科学 II」、「医療遺伝学」等を担当している。実験実習では専任教員が主に担当し、安全かつ円滑に進める為の支援職員としての役割を助手等が担っている。事前学習、および実務実習担当の実務家教員 5 名は、5 年以上の病院・薬局での実務経験を持ち、薬学実務に関する優れた知識・技能を有している(エビデンス 4-2-6: 薬学部実務家教員)。

表 4-2 薬学部教員取得免許・学位等一覧

取得免許・学位等	取得免許		取得博士学位					実務家教員
	薬剤師	医師	薬学	医学	理学	工学	農学	
人数	17	1	12	5	8	2	2	5

専任教員の 60%が、薬剤師(17 名:56.7%)または医師(1 名:3.3%)の資格を有し、それぞれの専門分野において活発な研究・教育活動を行っていることから、学科設定科目は主要科目に限らず、ほとんど全て本学科専任教員を配置している(エビデンス 4-2-7: 薬学部専任

教員担当科目一覧)。

姫路獨協大学薬学部では、専門科目を物理系、化学系、生物系、衛生系、医療薬学系、薬剤系、社会薬学系、薬学臨床、卒業実習、薬学アドバンスト教育の10系統に分け(エビデンス4-2-8:2021履修の手引96-97頁[薬学部 医療薬学科 専門教育科目])、主に専任教員(教授・准教授・講師・助教)が担当し、特に専門必修科目については専任の教授または准教授をバランスよく配置している。しかし、全学共通科目や、専門科目の中でも社会薬学系(「コミュニティーファーマシー論」、「社会保障制度」、「医療経済学」、「薬事関連法規」、「薬局経営論」、「安全管理」)では、薬学部の専任教員ではなく、その分野の内・外部の専門家である兼任・兼担講師に委任している(社会薬学系では、「安全管理」以外の科目)。これらの科目の特徴や専門性によるための措置であり、適切なものと考えられる(エビデンス4-2-9:令和3年度薬学部社会薬学系科目シラバス)・(エビデンス4-2-10:薬学部非常勤講師担当科目一覧(現在の主たる所属先情報を含む))。さらに、薬学臨床、薬学アドバンスト教育の分野では、より臨床に重点を置いた講義を行うために、医師免許を有し臨床経験のある1名の教員と5名の実務家教員、さらに実務実習をより円滑に行うため、病院・薬局薬剤師の外部講師を非常勤講師として配置している。専門科目における専任教員、兼担・兼任の配置数と比率は下表(表4-3)の通りである。

表4-3 専門科目における専任教員配置数一覧

科目区分	科目数	専任教員の配置数	兼担・兼任の配置数	専任比率	
専門科目	物理系	8	5	0	1.00
	化学系	10	6	0	1.00
	生物系	12	9	0	1.00
	衛生系	4	7	0	1.00
	医療薬学系	18	12	1	0.92
	薬剤系	6	6	0	1.00
	社会薬学系	6	6	4	0.60

全教員の年齢構成としては、60歳代16.7%、50歳代33.3%、40歳代30.0%、30歳代20.0%、20歳代0%であり、20歳代がないものの、教員の年齢構成に著しい偏りはない(表4-4)。

表4-4 専任教員年齢構成

職位	60歳代	50歳代	40歳代	30歳代	20歳代	合計
教授	4 (3)	7 (0)	2 (0)			13 (3)
	30.8%	53.8%	15.4%			100%
特別教授	1 (1)					1 (1)
	100%					
准教授		3 (1)	3 (1)	1 (0)		7 (2)
		42.9%	42.9%	14.2%		100%
講師			3 (1)			3 (1)
			100%			100%
助教			1 (0)	5 (1)		6 (1)
			16.7%	83.3%		100%
合計	5 (4)	10 (1)	9 (2)	6 (1)		30 (8)
	16.7%	33.3%	30%	20%		100%

- 上段には人数、下段には%を記載
- ()内には女性教員数を記載(例示:2(1)は2名のうち1名が女性教員)
- 定年年齢は65歳

教員の採用および昇任に係る人事については、基本的には薬学部教授会において、「姫路獨協大学薬学部教員の選考及び昇任基準・手続に関する内規」等に基づいて審議が行われるが、教員の採用に関しては、「姫路獨協大学教員人事委員会規程」に基づき、あらかじめ姫路獨協大学全学の教員人事委員会において、全学的な専任教員および非常勤講師にかかる基本計画について審議を行うこととしている。まずこの委員会において、教員の採用枠について承認を得た後、はじめて薬学部教授会において募集・選考手続きを開始することになる。教員の募集については、姫路獨協大学教員人事委員会の議決により、原則として公募によることとしている。公募情報は、本学ホームページ、(独)科学技術振興機構の研究者人材データベース(JREC-IN)、日本薬学会機関誌ファルマシア等に掲載している(エビデンス 4-2-11: 姫路獨協大学教員人事委員会規程)。

薬学部教授会における教員の採用および昇任の人事に関する審査手続きとして、新規採用の場合は、薬学部長が薬学部教授会の議に基づき「教員候補者選考委員会」を設置し、候補者を公募する。教員候補者選考委員会では候補者の人格、教授能力、教育業績、研究業績、学会・社会における活動実績等について審査し、その審査報告をもとに、まず薬学部人事委員会(薬学部の全教授で構成される委員会)で最終候補者1名を決定する。薬学部教授会での審議の後、必要に応じて無記名投票による可・否の判定を行い、出席者の3分の2以上の賛成をもって採用が決定される。薬学部教員の准教授・講師・助教への昇任の場合には、薬学部教授複数名の推薦書に基づき、薬学部長が審査委員会を設置し、薬学部人事委員会での審議の後、薬学部教授会において昇任の可否が決定される。

その後、薬学部長は薬学部教授会の決定事項を学長に上申する。学長は薬学部教授会からの上申を受けて、採用及び昇任の発令を行っている(エビデンス 4-2-12: 姫路獨協大学薬学部教員の選考及び昇任基準・手続に関する内規)。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

姫路獨協大学では、教員の教育能力の向上を図るために、教務部長ならびに各学部および大学院研究科より選出された委員から構成される全学規模のFD委員会(姫路獨協大学教育改善実施(FD)委員会)が学内に設置されており(エビデンス 4-2-13: 姫路獨協大学教育改善実施(FD)委員会規程)、全学FD委員会が主催する全学的なFD研修会がある(エビデンス 4-2-14: 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>FD委員会活動・活動報告[FD講演会])。今般の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の状況から令和2年度と令和3年度においては開催されていないが、令和元年度には「3つのポリシー構築とカリキュラムマネジメント」・「カリキュラムツリーの作成と発表」をテーマにFD研修会が開催された(エビデンス 4-2-15: 姫路獨協大学ホームページ/最新情報>【報告】令和元年度のFD研修会を開催しました。)。過年度のFD研修会のテーマは表4-5の通りである。

表4-5 姫路獨協大学において近年に開催されたFD研修会

年度	タイトル
1	3つのポリシー構築とカリキュラムマネジメント
30	大学教員のためのプレゼンテーション入門
29	アクティブ・ラーニングを促す30の技法
28	モチベーション(動機づけ)入門
27	授業に活かせる理解と記憶と動機づけの教育学

FD研修会では社会の要望に即したテーマを取り上げるので、教員はそれらに出席することで、授業方法等に関して、講師・他の教員との意見交換をする場や、教育成果を適正に検証し、教育内容・方法改善に繋げるための手段を学び、それらの手がかりとなる質疑応答の機会が提供される。本FD研修会は自己研鑽としての位置づけから、各教員には義務ではなく、自発的に参加することが奨励されている。

また、平成18年度からは、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて、全学FD委員会が「学生による授業評価アンケート」を毎年前期・後期の2回、講義の後半に実施している。このアンケートは、「受講学生の自己学習の程度」、「教員の熱意・意欲」、「講義の進め方」、「受講学生の講義への満足度」について4段階評価で回答する部分と、受講学生が意見や感想を自由に記述できる部分から構成されている(エビデンス 4-2-16: 姫路獨協大学2021年度前期「学生による授業評価」アンケート～調査結果報告書～)・(エビデンス 4-2-17: 姫路獨協大学2020年度後期「学生による授業評価」アンケート～調査結果報

告書～)。アンケートの結果はすべての担当教員にフィードバックし、担当科目毎に担当教員が「現状の説明」、「点検・評価の結果(長所と問題点)」、および「改善の具体的方策」を取りまとめた教育活動自己評価(授業改善策)を策定し、FD委員会に提出することが義務づけられている(エビデンス 4-2-18: 2021 年度前期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について)。その結果を同委員会は、毎年前期・後期の 2 回「教育活動自己評価(授業改善策)」としてまとめ、学内イントラネットにおいて学生・教職員に公開している(エビデンス 4-2-19: 公開資料_自己点検・評価)・(エビデンス 4-2-20: 薬学部 2021 年度前期教育活動自己評価一覧)。

薬学部では学生による授業評価アンケートの集計結果や、その時点で懸案となっている問題点などをテーマに、薬学部教育改善実施(FD)委員会の主催により、薬学部の全専任教員を対象とした年に 2 回の FD 活動を行い、薬学部教員間での意見交換、情報共有、意思の統一化などを行い、教育内容や方法の改善に向けた取組みを継続して実施している(エビデンス 4-2-21: 令和 2 年度薬学部教育改善実施委員会活動記録)・(エビデンス 4-2-22: 令和 3 年度薬学部第 1 回 FD 活動まとめ)・(エビデンス 4-2-23: 令和 2 年度薬学部第 2 回 FD 活動まとめ)・(エビデンス 4-2-24: 令和 2 年度薬学部第 1 回 FD 活動まとめ)。これらの経験を通じて、薬学部各教員には、随時、各自が担当する授業の場に薬学部 FD 活動の討議内容をフィードバックさせることが期待されている。

その他に薬学部では、薬学教育者のためのワークショップに薬学部専任教員を継続的に派遣し、薬学教育における理想的な教育目標、教育指導方法等についての最先端の共通認識を導入し、改善に向けた機動性を持続・拡充できるように努めている。但し、今般の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響拡大により、近年の開催が見送られているワークショップもあるので、令和 3 年度の時点では社会的な状況が好転するのを待っている状況にある。(エビデンス 4-2-25: 一般社団法人薬学教育協議会認定の認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ参加者一覧)・(エビデンス 4-2-26: 日本薬学会薬学教育委員会主催の若手薬学教育者のためのアドバンストワークショップ参加者一覧)。

また、薬学部では、授業評価アンケートに縛られない学生の意見や要望を収集し、教育現場に活かすための意見箱「学生の声」を薬学部棟 1 階エントランスに設置している。薬学部長がそれらを確認し、薬学部全教員や、関係する教員・薬学部の該当する委員会などを通じて必要に応じた対応を取っている(エビデンス 4-2-27: 「学生の声」の実物写真)。

[点検・評価]

薬学部専任教員の構成については、設置基準上必要な専任教員数の半数を満たす教授 13 名(特別教授 1 名を含む)と、准教授 7 名、講師 3 名、助教 6 名となっており、准教授、講師および助教の合計割合は 50%を超えている。また、女性教員も、教授 4 名、准教授 2 名、講師 1 名、助教 1 名と各職位に配置されている。

薬学教育モデル・コアカリキュラムの幅広い内容を全般的に質高く教授するために、幅広い専門性を有した優れた実績のある教員を配置している。実務関連教育においても、薬剤師や医師としての豊富な実務・臨床経験を有する教員が配置され、充実した教育を図れるようになっており、学部の理念・目的並びに教育課程に適合した妥当な教員組織となっている。

合わせて教員の異動・退職に伴う教員数の減少などに関しては、選考委員会を設置し、速やかに対処している。

以上の理由により、評価の視点「4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置」を充足している。

また、薬学部教育改善実施（FD）委員会のもと、定期的にFD活動を実施することで、教員相互の問題意識や情報の共有が図られており、継続的に教育内容や方法の改善に努めている。

以上の理由により、評価の視点「4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施」を充足している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

現時点での薬学部教員組織は、学部の理念・目的並びに教育内容に適合した妥当な教員組織となっている。しかし、新しい専任教員の採用や、教育課程（カリキュラム）の改正に際しても、現在のバランスを維持し、有効な組織運営システムを構築と更新をしていく必要があるため、今後も、必要かつ十分な教員数の確保ならびに適切な配置に努める必要がある。

また、大学における教員の教学への参加に際しては、専任教員は職位に関わらず、教授から助教までが基本的に同等の権限と責務を負うため、教育方法の改善やスキルアップのためのFD活動の薬学部としての組織的展開は必須である。そこでは、各教員の教育の現場における独自色や創造性などが一概に阻害されることのないよう留意しつつ、各専任教員がお互いの教育方法を評価して、その長所・短所を多くの教員間で共有するためのピアレビューの仕組みなどの導入も検討が望まれる。また合わせて、薬学部におけるFD活動をさらに活発化させるためには、現行の年2回のみの実施が本当に妥当であるのかについても教員間で議論する必要がある。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

該当しない。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

姫路獨協大学では薬学部専任の職員はいないため、該当しない。

[点検・評価]

該当しない。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

該当しない。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

薬学部の教員研究室に関しては、教授に割り振られている 19 室の研究室（24m²）と、准教授、講師、助教に割り振られている 16 室の研究室（112 m²）がある。講座ごとに研究室 1 室が割り当てられ、ここには准教授・講師・助教・助手等の教員用デスク、実験用プラッテや実験用機器などを配置している。さらに数名の 5 年次生、6 年次生がそれぞれ配属し、そのための学生用デスクも配置されている（エビデンス 4-4-1：2021 履修の手引 141-142 頁[薬学部棟]）・（エビデンス 4-4-2：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 [先端施設・設備]（研究室学生ホール 2～6 階））。薬学部の研究環境に関しては共通機器室も設置されており、共通機器の維持管理や更新、新規購入などに関する業務が薬学部共通機器管理委員会を中心に運営されている（エビデンス 4-4-3：共通機器購入申請書）・（エビデンス 4-4-4：令和 3 年度薬学部担当委員名簿）。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

薬学部からは専任教員の科学研究費補助金への申請が毎年行われており、その際の研究倫理教育には JSPS（日本学術振興会）によるものが該当し、倫理教育の受講状況は内部監査室が管理している（エビデンス 4-4-5：令和 3 年度研究倫理教育アンケートの集計表（薬学部））。また、研究費の執行については、事務部門（教務課、実習課、経理課）の連携により、教員が自身で発注することは原則として行われていない。また、物品や外注サービスを含む研究費の執行には経理課による検品が確実に実施されている（エビデンス 4-4-6：令和 3 年度研究費の管理運営に関する資料）・（エビデンス 4-4-7：姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程）。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

令和 3 年度における薬学部専任教員の教員研究費総額は、6,599,001 円である（エビデンス 4-4-8：薬学部個人研究費リスト（令和元年度～3 年度））。教員研究費の支給額については、当該年度の予算編成方針により決定しており、支給額は職階に応じて異なる。また、薬学部の各研究室には研究室予算として、講座研究費とゼミ費が配分される。これらは学生の卒業研究指導に係る予算として、教員数ならびに 5 年次生と 6 年次生の研究室配属

学生数を基準にして決定される。また、学生実習に必要な経費も適切に配分されている(エビデンス 4-4-9: 薬学部研究室予算・実習費(令和元年度～3年度))。

また薬学部では、各種研究助成金などの申請を奨励している(表 4-6)。獲得した外部資金に関しての支援体制としては、科学研究費補助金、受託研究や個人研究費の管理などの業務は経理課が担当しており、奨学寄附金や共同研究などは、総務課が担当している(エビデンス 4-4-10: 姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程)・(エビデンス 4-4-11: 姫路獨協大学受託研究規程)・(エビデンス 4-4-12: 姫路獨協大学受託研究規程施行細則)・(エビデンス 4-4-13: 姫路獨協大学奨学寄附金受入及び経理事務取扱規程)・(エビデンス 4-4-14: 姫路獨協大学個人研究費取扱規程)。さらに、本学専任教員の学術研究に寄与するとともに、研究心の向上を図ることを目的とし、「姫路獨協大学特別研究助成」や「姫路獨協大学図書出版助成」などがある(エビデンス 4-4-15: 姫路獨協大学研究助成等委員会規程)・(エビデンス 4-4-16: 姫路獨協大学特別研究助成要項)・(エビデンス 4-4-17: 姫路獨協大学特別研究助成費取扱要項)。

表 4-6 令和3年度薬学部研究補助金等採択・受入件数

科学研究費補助金				その他補助金	
申請	新規採択	継続	補助事業期間の延長	政府・地方自治体・民間研究助成財団	受託研究等
20	3	2	3	4	4

このように、消耗品等購入費、研究旅費、論文掲載費などの研究室運営に関する必要経費は最低限確保されており、その運用の適切性は規程等に基づき維持されている(エビデンス 4-4-18: 姫路獨協大学個人研究費取扱規程)・(エビデンス 4-4-19: 事務案内)。

また、薬学部に設置されている共通機器については共通機器管理費が薬学部予算に計上されていて、修繕の他、機器の更新・新規購入費用に充てられている(エビデンス 4-4-20: 令和2年度～3年度共通機器管理関係申請一覧(薬学部))。これらの予算申請に際しては、姫路獨協大学薬学部共同機器管理委員会が規程に基づいて、運営を行なっている(エビデンス 4-4-21: 姫路獨協大学薬学部共同機器室管理委員会規程)・(エビデンス 4-4-22: 共通機器の維持管理_更新・新規購入申請書(薬学部))。その他、現時点で RA(Research Assistant)を採用する状況には至っていない。

[点検・評価]

薬学部における研究活動に際して、研究室等の環境整備は適切に行われている。また、研究実施に際しての研究倫理教育の徹底もなされている。また研究活動に必要な予算は、薬学部において適切に配分されている。

以上の理由により、評価の視点「4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理」、「4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用」、および、「4-4-③ 研究活動への資源の配分」を充足している。

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

薬学部において専任教員および研究室には研究の実施に際して必要となる経費が配分さ

れている。しかし、まとまった金額が必要となる新規の機器の購入などは不可能である。それらは共通機器として購入することになるであろうが、薬学部としての予算的な制約・上限があるため、修繕費が最優先されている。そのため履歴からは新規の購入がほぼ認められていない状況にある。これらの状況に対応するために、薬学部の新規の共通機器購入の積立てを行う制度など、長期的視点での予算確保の手段を議論することが望まれる。

また、専任教員の海外学会発表のための旅費といった一度に多額の支出を伴う経費に対しても現状の予算では十分とは言い難い。これらを改善するための手段には、各種研究助成金など外部の競争的資金の採択率の向上を図ることが重要であると言える。研究環境の更なる改善のためにも、申請書作成に関するサポート体制の強化（薬学部教員間での申請書のピアレビューの組織づくりなど）についての検討が求められる。

[4の自己評価]

本基準項目は、薬学部の単独としての関わりよりも、むしろ教学マネジメントを筆頭に全学的な組織体制に依存する事項が大きく含まれるため、薬学部独自での点検・評価だけでなく、全学との連携をしっかりと図ることが重要である。

薬学部内での教員の人員配置や新任教員の採用のプロセスは適切に運用されている。しかし、教員の人事は流動的な側面を常に有していることから、随時その人員構成が教学に影響を与えかねない可能性を組織として検証していく必要はある。また、研究費の獲得実績の向上は学部としてのアクティビティの高低を示す指標の一つと捉えることができるので、適宜、研究費獲得実績を向上させるための取組みについても、学部として研修を行うなど、検討を進める必要がある。

5. 内部質保証

5-1. 内部質保証の組織体制

5-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

姫路獨協大学では大学組織として内部質保証への取組みを恒常的に推進するため、「姫路獨協大学における内部質保証推進規程」を制定し、運用している（エビデンス 5-1-1：姫路獨協大学における内部質保証推進規程）。その規程の中では内部質保証の方針を定めるとともに、組織および実施体制を明確にし、薬学部を含む姫路獨協大学の各部局の役割が明文化されている。また姫路獨協大学ホームページにおいても「姫路獨協大学における内部質保証に関する方針」を掲載し、広く公開・周知を行なっている（エビデンス 5-1-2：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>姫路獨協大学における内部質保証に関する方針）。同ホームページからは姫路獨協大学における内部質保証推進規程のダウンロードも可能である。

姫路獨協大学全学規模の「姫路獨協大学における内部質保証推進規程」に基づき、薬学部においては、内部質保証を担保するための PDCA サイクルを機能的に推進するための組織づくりとして、「姫路獨協大学薬学部教授会」、「姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会」、「姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会」をそれぞれ設置している。それら運営組織には規程をそれぞれ制定し、薬学部における役割りを明確に分け、各方針と活動内容を明示している（エビデンス 5-1-3：姫路獨協大学薬学部教授会規程）・（エビデンス 5-1-4：姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会規程）・（エビデンス 5-1-5：姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会規程）。

「薬学部教授会」は薬学部全専任教員の承認を基に薬学部の教育・研究・運営等の全般に及ぶ「Plan」を決定する。その決定に従い、「薬学部の各教員（非常勤講師を含む）」、および、「薬学部内の各種委員会」、さらに薬学部から派遣されている「姫路獨協大学全学規模の委員会の担当教員」（エビデンス 5-1-6：令和 3 年度薬学部担当委員名簿）が教育・研究などの薬学部に関わる諸活動の「Do」の推進を担う。

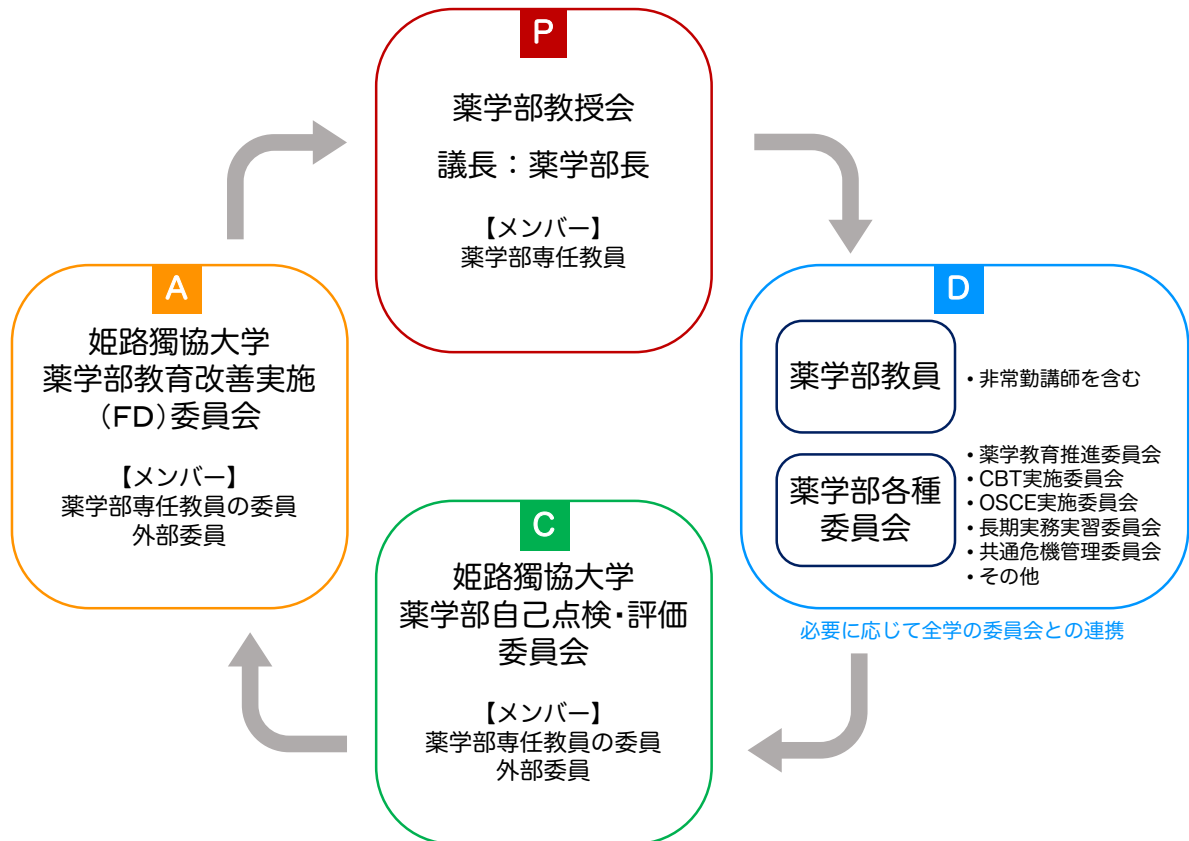
外部委員を含む「姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会」（エビデンス 5-1-7：姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会名簿）はこれら薬学部の活動についての全般的な「Check」機能を受け持ち、「姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会」に対して、評価結果と改善の検討を通達する。

外部委員を含む「姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会」（エビデンス 5-1-8：令和 3 年度姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会名簿）は改善の要請などに基づいた「Action」を担当し、検討結果を薬学部教授会の議事に挙げ、薬学部全専任教員による審議を諮るための原案策定を担う。

「薬学部教授会」は薬学部長がその議長を務め、薬学部の意思決定機関としての機能を

担っている。また「姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会」と「姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会」は、それぞれ委員会の委員長を中心に各担当事項についての運営を担っている。薬学部の各専任教員は各人の教育・研究・委員会等の運営における責任を持ち、また、姫路獨協大学薬学部教授会の構成員として薬学部教授会の意思決定に伴う活動を推進する責任を負っている（図1：姫路獨協大学薬学部における内部質保証の組織体制）。

図1：姫路獨協大学薬学部における内部質保証の組織体制



[点検・評価]

薬学部における内部質保証を確立するための制度、組織について整備がなされており、それらの各担当業務内容、および担当教員の責任の所在も明らかである。

以上の理由により、評価の視点「5-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立」を充足している。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

薬学部における薬学部自己点検・評価委員会の設置は令和3年度になってからである。当委員会は設置されて間もないため、その運用を円滑にするため、また、有効に機能しているかを検証するために、当該委員会そのものに対する点検・評価作業を薬学部教授会が主導して第三者の機関や有識者などに委託して、比較的早い段階で必要な検討を行うことが必要と考えられる。

5-2. 内部質保証のための自己点検・評価

5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

5-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

薬学部における内部質保証のための自己点検と評価は、「薬学部自己点検・評価委員会」が中心となり行っている。また、その結果は薬学部教育改善実施（FD）委員会に対して必要な改善の要請などが適宜行われる体制となっている（5-2-1：姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会規程）。

令和3年度には薬学部の現行のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、およびカリキュラム編成に関して、薬学部自己点検・評価委員会で審議を行い、見直しの必要性が提案され、その内容を薬学部教育改善実施（FD）委員会に提案することが了承された（エビデンス 5-2-2：令和3年度第2回薬学部自己点検・評価委員会議事録 [令和3年7月12日] 協議事項(1)）・（エビデンス 5-2-3：令和3年度第3回薬学部自己点検・評価委員会議事録 [令和3年7月30日] 協議事項(1)）。

薬学部教育改善実施（FD）委員会ではその提案を踏まえて見直しの協議を行い、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改定案を策定し、薬学部教授会の協議に諮り（エビデンス 5-2-4：令和3年度第6回薬学部教育改善実施（FD）委員会議事録 [令和3年7月12日] 協議事項(2)(3)）・（エビデンス 5-2-5：令和3年度第7回薬学部教育改善実施（FD）委員会議事録 [令和3年8月2日] 協議事項(3)）、その結果、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改定案が薬学部教授会で承認されている（エビデンス 5-2-6：令和3年7月21日第316回薬学部教授会（教員会議）議事要録 4. 審議事項(2)）。カリキュラムの改定案については令和3年12月現在、薬学部教育改善実施（FD）委員会で策定中である。また、「薬学部自己点検・評価委員会」の審議の結果については、薬学部教授会を通じて薬学部全専任教員に対して報告を行うことが薬学部教授会において確認されている（エビデンス 5-2-7：令和3年7月7日第315回薬学部教授会（教員会議）議事要録 6. 報告事項(6)）。

薬学部教員の教育における自己点検には全学教育改善実施（FD）委員会により実施される「学生による授業評価アンケート」が活用されている。薬学部教員はこのアンケート結果を受けて、教育活動自己評価を前期と後期に行い（エビデンス 5-2-8：2021年度前期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について）・（エビデンス 5-2-9：2020年度後期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について）・（エビデンス 5-2-10：2020年度前期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について）、その自己評価報告書は学内イントラネットから学生を含む学内構成員の全てに向けた公表を行なっている（エビ

デンス 5-2-11：公開資料_自己点検・評価)・(エビデンス 5-2-12：薬学部 2021 年度前期教育活動自己評価一覧)・(エビデンス 5-2-13：薬学部 2020 年度前期後期教育活動自己評価一覧)。

さらに、これら薬学部の各教員が提出した教育活動自己評価報告書は、薬学部教育改善実施(FD)委員会で内容を確認・精査し、複数の教員により実施されるPBL形式の統合演習科目や卒業研究等の評価方法の検討へのフィードバックに活用される他、薬学部において実施される「FD活動」などにも反映され、教員間での情報共有や教育方法改善のための手段としている。例として、令和2年度前期の薬学部FD活動では、「遠隔授業を効果的に行うために」のテーマで薬学部教員の間での討論を行なった(エビデンス 5-2-14：令和2年度薬学部第1回FD活動まとめ)。薬学部FD活動は、各年度の前期と後期に各一回ずつ実施される薬学部教員によるFD活動であり(エビデンス 5-2-15：令和3年度薬学部第1回FD活動まとめ)・(エビデンス 5-2-16：令和2年度薬学部第2回FD活動まとめ)、PDCAサイクルの中で薬学部教授会と連動した「P」の活性化を図るための取組みであり、合わせて各教員や委員会レベルの「D」の機動的な推進をよりスムーズなものとする意義を有している。薬学部自己点検・評価委員会は令和3年の設置のため、今後このプロセス全体のチェック機関として機能していく予定である。

薬学部におけるFDに関する委員会記録とFD活動については、姫路獨協大学ホームページにおいて広く社会に公開し(エビデンス 5-2-17：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部>医療薬学科>教育活動の自己点検・評価[自己点検・評価])・(エビデンス 5-2-18：令和2年度薬学部教育改善実施委員会活動記録)、教育活動について各教員からだけでなく、学外の一般の方々からのフィードバックも広く受け入れることが可能な体制を築いている。

また、薬学部ではこれらに加えて、教育と研究活動に関しての「薬学部医療薬学科専任教員の教育研究活動報告書」を作成し[但し、現時点で2020年度報告書は現在編集中](エビデンス 5-2-19：薬学部医療薬学科2019年度教育研究活動報告書)、姫路獨協大学ホームページ上で広く公開している(エビデンス 5-2-20：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部>医療薬学科>教育活動の自己点検・評価[教育研究活動の自己点検・評価])。

その他、薬学部の自己点検・評価の年次報告書の作成については「薬学部自己点検・評価委員会」が担当し、令和3年度がその初年度となり、中間報告書の後、本報告書が姫路獨協大学の全学自己評価委員会に提出する最終報告書となる(エビデンス 5-2-21：令和3年度第4回薬学部自己点検・評価委員会議事録[令和3年10月5日]協議事項(1))。以上のように、薬学部の自己点検・評価の実施において中心的に関わる組織として薬学部自己点検・評価委員会の運用は着実に進められている。ただ現在の体制は確立されてまだ間もないため、エビデンスに基づいた自己点検・評価の機会が現時点でまだ十分ではなく、今後その経験値を高めていく必要が求められる。

5-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

薬学部においては、薬学部の現状に関する調査や、データの収集・分析をするための専門の組織・教員・職員を現時点においては配置していないが、「姫路獨協大学薬学部教育改

善実施（FD）委員会」がその役割りを担っている。同委員長や各委員、薬学部の専任教員、姫路獨協大学全学や薬学部各種委員会などからの要請に応じて随時、姫路獨協大学教務課や実習課、入試課や学生課などの各担当事務部門の協力を得てデータ収集を行い、その分析とともに審議に諮り、その結果を薬学部教授会に報告又は提案する運営形態となっている（エビデンス 5-2-22：姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会規程 第2条）。この過程を通じて薬学部の全教員の間で情報を共有し、より精微な調査に関する担当者・委員会等を割り当て、きめ細やかで機動的な協議を行うことができる体制が構築され、運営されている。

[点検・評価]

薬学部における内部質保証のための自己点検・評価に係る組織形態の運用は開始されてからまだ間もないが、その体制や評価は既に適切に実施されている。また、IRのための専門部署はないものの、それに代わる組織体制の構築は無理なく達成され運用されている。

以上の理由により、評価の視点「5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有」、および、「5-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析」を充足している。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

薬学部自己点検・評価委員会の運用実績について、一定期間ごとに薬学部教授会などが改めて検証する機会・仕組みを持つことが求められる。また、薬学部独自の IR 専門部署の設置に関して、少なくとも議論を今後進めておく必要がある。

5-3. 内部質保証の機能性

5-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

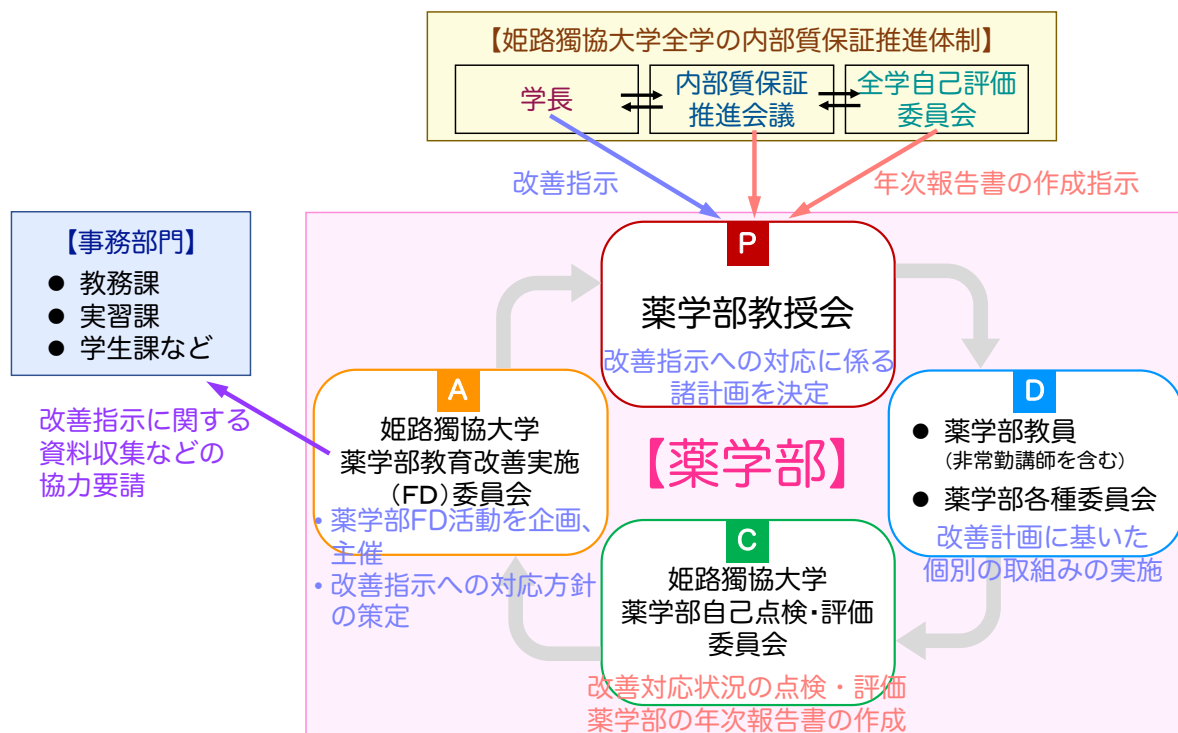
姫路獨協大学の全学規模では、「姫路獨協大学自己評価規程」を平成5年に制定し、随時その改正を重ね、制度の改善がなされている。この規程に基づき大学組織としての教育・研究活動、地域・社会的活動、および経営管理についての点検、評価がこれまでなされてきた（エビデンス 5-3-1：姫路獨協大学自己評価規程）。教育・研究活動、地域・社会的活動に関しては、各学部および大学院各研究科より選出された教員2名、および学長の選出した3名を加えた全学の自己評価委員会により自己評価報告書がまとめられてきた。薬学部からは、薬学部自己点検・評価委員会の中から、上記の自己評価委員2名が選出されている（エビデンス 5-3-2：令和3年度薬学部担当委員名簿）・（エビデンス 5-3-3：令和3年度姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会名簿）。この連携に加え、姫路獨協大学におけ

る自己点検を強固なものとするための組織として、令和2年に内部質保証推進会議が設置され運用されている（エビデンス 5-3-4：姫路獨協大学内部質保証推進規程）。内部質保証推進会議は学長の下に置かれ、学長は内部質保証推進会議を通して薬学部を含む、姫路獨協大学の各学群・学部及び大学院研究科やその他組織における内部質保証に係る取組状況および取組結果の報告を受けて評議会に諮り、必要な措置を講じることとされている。このように姫路獨協大学全学の組織と薬学部の委員会の間での連絡・連携の体制が確立され、令和3年度の本年次報告書（薬学部）作成に際しても効果的に運用されている。

また、これらの自己点検・評価を受けて、姫路獨協大学全学の教育改善実施(FD)委員会（「姫路獨協大学FD委員会」）では、活動方針や取組み内容について実際に見直しと改善を行い、改善計画の策定を行なっている。令和3年度も教育活動に関しては、姫路獨協大学FD委員会主催で学生による各講義や演習、実習についての授業評価アンケートを実施しており（エビデンス 5-3-5：姫路獨協大学 2021 年度前期「学生による授業評価」アンケート～調査結果報告書～）、過年度の同アンケートの調査結果報告書に関しても姫路獨協大学ホームページ上で公開している（エビデンス 5-3-6：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>薬学部>FD委員会活動・活動報告）。

薬学部教員における改善への取組みは前項 5-2-①に記載した通りである。これらにより全学レベルの自己点検・評価からも、薬学部の活動についての自己点検・評価へと繋がる流れが構築されており、機能的連携が図られている。また、前項 5-2-①に記載した通り、薬学部で取り組んでいる「FD活動」は、姫路獨協大学全体のPDCA サイクルと薬学部でのPDCA サイクルの連携が機能している現れといえる（図2：姫路獨協大学薬学部と全学との内部質保証に係るPDCA サイクルの関係）。

図2：姫路獨協大学薬学部と全学との内部質保証に係るPDCAサイクルの関係



[点検・評価]

薬学部では、三つのポリシーに基づいて策定されたカリキュラムを基盤に各科目が構成されており、各授業に際して薬学部教員はそのことを把握した上で授業の設計がなされている。従って大学の全体規模で実施される学生の授業への評価および教員自身の自己評価は、教員の種々の活動へのフィードバックにおいて極めて重要な意義を有している。薬学部ではこれを学部独自の PDCA サイクルの中で有機的な位置づけとするために、学生による授業評価、および、教育・研究活動のすべてにわたる個々の教員レベルでの自己点検・評価（「教育活動自己評価報告書」、および、「教育研究活動報告書」）を行い、それを薬学部のFD活動の中に取り入れている。即ち、薬学部内で継続的に実施されるFD活動を展開することで学部としての自発的な改善に向けての経験をこれまで積み重ねてきている。このように薬学部では現状や将来における問題点を学部レベル、および各教員レベルで把握し、継続的な改善・向上方策を模索するためのシステムを作り、機能的な運用を行なっている。

以上の理由により、評価の視点「5-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性」を充足している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、自己点検・評価を行うための体制として、学内だけでなく学外の多方面からの意見が取り入れられる様に、多様な外部委員の人選と招聘ができるよう努めることが求められる。また、PDCA サイクルの組織的・継続的な運用を担保するための制度について、より一層の検証・整備をしていく努力も必要である。

[5 の自己評価]

薬学部において内部質保証を担保するための組織体系・プロセスは明確に確立されている。ただし、運用期間がまだ短いことから、今後、一定期間ごとの実績の確認と改善のための検証ができるようにして、薬学部において早急に機能的な体制を堅固にすることが求められる。また、姫路獨協大学全学の内部質保証に対しての方針は明示されているが、薬学部においての内部質保証に関する方針は現時点で必ずしも明確ではないので、今後、学部内での協議を行う必要性がある。

6. 地域連携・社会貢献

6-1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

6-1-① 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

姫路獨協大学が掲げる理念・目的に基づいてホームページ上で「社会的取り組み・地域連携」の項目が整備され、地域連携に関しては「姫路獨協大学では、地域に開かれた大学、地域とともに歩む大学として、市民の皆様にも各種講座を開講しています。」とあり、方針が明示されている(エビデンス 6-1-1: 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>地域連携>公開講座 [公開講座])。薬学部についても同様に大学ホームページ上の薬学部サイトの冒頭で理念の中で『「大学は学問を通じての人間形成の場である。」という建学の理念に則り、薬学の学習を通じて、人々の健康の保持・増進と福祉の向上に貢献する薬剤師を育成する場とすることを本学部の理念とする。』と社会貢献に関する方針が明示されている(エビデンス 6-1-2: 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 [薬学部の理念])。

[点検・評価]

大学ホームページ上で社会貢献・社会連携に関する方針についての明示がなされている。

以上の理由により、評価の視点「6-1-① 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示」を充足している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会貢献・社会連携に関する方針については明示されているが、項目立てや具体的な内容など明示の仕方については改善の余地があり、今後の検討が必要とされる。

6-2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

6-2-① 学外組織との適切な連携体制

6-2-② 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

6-2-③ 地域交流、国際交流事業への参加

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

6-2-① 学外組織との適切な連携体制

姫路獨協大学では全学的な社会連携、社会貢献への取組みとして公開講座などが開催されている（エビデンス 6-2-1：姫路獨協大学公開講座実施状況調査票）。

薬学部においては、5年次学生の「実務実習」があり、近隣地域である兵庫県病院薬剤師会等の協力による病院実習、姫路薬剤師会等の協力による薬局実習（他地域も含む）を通じて、チーム医療や地域医療に貢献する実力を養成している。毎年実習後には学生各人の実務実習での経験や成長、将来への展望などについての感想を1冊の冊子の報告書としてまとめ、それを薬学部から実習先の薬局・病院に送付し、実習成果や学生目線での地域との関わり方の情報を共有することで、相互の連携を深める一つの素材としている【2020年度報告書については令和3年（2021年）12月現在編集中】（エビデンス 6-2-2：2019年度病院・薬局実務実習を終えて～報告書～）・（エビデンス 6-2-3：2018年度病院・薬局実務実習を終えて～報告書～）・（エビデンス 6-2-4：2017年度病院・薬局実務実習を終えて～報告書～）。また、薬学部4年次学生には、5年次実務実習（薬局実習・病院実習）のための準備段階としての臨床準備教育（模擬薬局実習）や実務実習事前特別講義が開講されており（エビデンス 6-2-5：令和3年度薬学部シラバス（[模擬薬局実習]・[実務実習事前特別講義]））、地域の保健医療や福祉に関する学修機会が設定されているだけでなく、大学近隣で薬剤師業務を行なっている講師を招いた授業も行われている。その他にも近隣地域を中心として医療現場で働く現職の薬剤師の方々が非常勤講師として薬学部の講義に多数参画をしている（エビデンス 6-2-6：薬学部非常勤講師担当科目一覧（現在の主たる所属先情報を含む））。

また、薬学部では、「西播・姫路医療セミナー」を毎年開催している。「西播・姫路医療セミナー」は、姫路薬剤師会、兵庫県病院薬剤師会西播支部および本学薬学部の3団体による共催（運営にあたり各団体より1名ずつ理事を選出）で、通常であれば年2回（4月および12月）に実施しているセミナーである。各団体から1～2演題を募集し、1演題15分程度の学術発表形式として開催しており、1回あたり約150～200名が参加し、活発な意見交換がなされている（エビデンス 6-2-7：西播・姫路医療セミナー（第17～24回））。しかしながら、令和2年度（2020年度）以降は現時点（令和3年12月の時点）まで、コロナ禍による医療関係者への影響の大きさに鑑みて中止を余儀なくされている（エビデンス 6-2-8：西播・姫路医療セミナー担当表）。なお、「西播・姫路医療セミナー」は、（財）日本薬剤師研修センターの研修単位および病院薬剤師会研修単位に認定されている。

また、令和3年度において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた国家的対応の一つであったコロナウイルスワクチンの姫路市における集団接種会場として姫路獨協大学が参加した際には、薬剤師免許を有する薬学部教員が積極的に参加して、ワクチンの希釈や在庫管理（温度、数量管理）などの姫路市主催の業務に薬学部として携わった（エビデンス 6-2-9：兵庫県病院薬剤師会西播支部発行「西播支部ニュース」70号より）・（エビデンス 6-2-10：姫路市ワクチン接種会場の際の写真）。

6-2-② 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

平成25年に薬学部最初の卒業生を輩出してから、本学卒業生と地域で実地の業務に携

わっている薬剤師を対象に最新の医療に関するトピックなどを扱う教育的な場として「姫路獨協大学薬学部・卒後教育セミナー」を兵庫県病院薬剤師会、兵庫県薬剤師会、日本薬学会関西支部の共催により開催している(エビデンス 6-2-11: 卒後教育セミナーパンフレット(3年度分))。直近3カ年の卒後教育セミナーの内容は、表6-1の通りである。

表6-1 姫路獨協大学薬学部 卒後教育セミナー実施状況

回	日時・場所	講演・演者
第9回	2021年3月6日 オンライン	講演1 プレアボイドを報告しよう ～薬剤師のおしごとを見える化する～ 講師：濱中 務 氏 講演2 薬剤師の専門性を日々の業務にどう活かすか ～がん薬物療法を中心に～ 講師：島田 健 氏
第8回	2020年2月9日 姫路獨協大学 薬学部 Y610 講義室	「ロボット・AI・ビッグデータ-薬剤師業務の変革-」 基調講演 IBM Watson はじめとする AI の医療分野における活用について 講師：小林 俊夫 氏 講演1 調剤ロボットの進化と薬剤師のポジショニング 講師：森 和明 氏 講演2 医療情報が導く新たな薬剤師業務 講師：熊岡 穰 氏
第7回	2019年3月10日 姫路獨協大学 薬学部 Y610 講義室	「地域で支えあうこころの健康への取組について」 講演1 こころの病(うつ、うつを取り巻く環境)と薬物療法 講師：住谷 庸子 氏 講演2 在宅生活を支えるサービスと多職種連携について 講師：中澤 友紀 氏

また薬学部では、他大学や民間企業などとの共同研究や、姫路市からの受託研究等の受け入れについても過去から現在に至るまでの実績を重ねており、研究活動においても社会連携・社会貢献に貢献している(エビデンス 6-2-12: 薬学部共同研究等まとめ(H28以降))。

6-2-③ 地域交流、国際交流事業への参加

薬学部の地域交流に関しては、姫路獨協大学地域連携課と密な連携により行なっている。令和2年度(2020年度)はコロナ禍の影響が大きく、中止などにより頻度は少なくなったが、例年は薬学部教員が数多くのイベントに関わっている(エビデンス 6-2-13: 薬学部・地域連携課関連イベント(3年度分))。

令和3年度については、地域住民を対象とした姫路獨協大学播磨会主催の市民教養講座において、免疫学の研究を専門とする薬学部の教員による「新型コロナウイルス感染症と

闘う免疫のしくみ」をテーマに講演が開催された（エビデンス 6-2-14：2021 市民教養講座 B コースチラシ）。なお、姫路獨協大学播磨会とは、姫路獨協大学のホームページにおいて「姫路獨協大学播磨会は姫路獨協大学において実施している教育研究のうち、地域社会と関連のある事業の振興を図り、地域および大学の発展に寄与することを目的としています。姫路獨協大学と連携をとりながら各種講演会、講座等の活動を行っています。」といった取組みを行う団体である（エビデンス 6-2-15：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>地域連携>姫路獨協大学 播磨会）。

また、内閣府・文部科学省・経団連共催による理工チャレンジ事業の一環として姫路市による姫路市在住・在学の女子中学生を対象とした「リコチャレ応援 2021」が姫路獨協大学において令和3年8月に2回開催され（①8月5日、②8月19日）、薬学部の教員が、それぞれ「江戸時代の軟膏剤と現代の軟膏調製」、および「コロナ禍のニュースで話題となった PCR 検査」に関する体験学習の企画・実施に携わり、コロナ禍の最中であって参加者も定員に達するなど盛況を博した（エビデンス 6-2-16：リコチャレ応援 2021 チラシ）。

その他、薬学部教員はこれまで姫路市にゆかりのある草花から酵母を単離して、姫路市の酒造会社との共同で日本酒の開発を行なっている（エビデンス 6-2-17：市花サギソウ酵母の酒（神戸新聞 2020 年 7 月 21 日記事より））。これら商品は姫路獨協大学薬学部と大学の所在する姫路市の企業との産学協同の成果の一つであり、神戸国際展示場で開催された「国際フロンティア産業メッセ 2021」（令和3年9月2日・3日）にも大学から出展された（エビデンス 6-2-18：「姫路花こうぼのお酒」国際フロンティア産業メッセ 2021）。

国際交流については、姫路獨協大学の全学規模では国際交流センターが組織されており、薬学部からも運営委員会へ委員を送り出し、大学全体の国際交流についての協力は積極的に行っている。国際交流センターでは複数の留学プログラムが準備されているが、薬学部学生が対象となるのは、長期留学プログラム（期間5～11ヶ月）である。本学は、オーストラリア、アメリカ、ドイツ、中国、台湾、韓国の6カ国・地域14大学と長期留学の協定を結んでおり、留学する学生は奨学金の支給（本学の基準を満たす必要あり）を受けることも可能となっている（エビデンス 6-2-19：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>留学・国際交流>長期留学 [長期留学]）。

また、薬学部では韓国からの留学生を受け入れている。コロナ禍による影響で未だ日本への入国を果たせていないが、令和3年12月現在で9名の学生が在籍している（1年次生：4名、2年次生：4名、3年次生：1名）。実習等の一部の形式の授業では制限があるが、多くの授業では日本国内の学生と同じ授業に参加している。今後、新型コロナウイルスの新規感染者数の状況推移などに基づいた政府の対応に従って、薬学部留学生の入国と日本での生活基盤の確立に向けた国際交流センターとの連携体制を強化する予定である。

[点検・評価]

薬学部では、地域の薬剤師会、病院薬剤師会等の医療界の協力を得て、講義や実習を行っている。また、地域の薬剤師会等と連携した研究会を開催している他、薬学部卒業生を対象に「卒後教育セミナー」を毎年開催して最新の医療に関する情報を提供し、現職薬剤師の資質向上に貢献している。この「卒後教育セミナー」には、姫路市および近隣地区の

みならず、兵庫県各地からの受講希望者が参加している。

以上の理由により、評価の視点「6-2-① 学外組織との適切な連携体制」が築かれており、評価の視点「6-2-② 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進」を充足している。

地域住民や学生に対しては、市民教養講座や体験型実験講座を開催し、医療関係の知識を広めている。実際に、多くの地域住民・学生がこれらの公開講座に参加している。このように、薬学部では地域薬剤師との交流や地域住民への医療関係の知識の提供により、地域の医療や薬学の発展に貢献している。また、国際交流については、長期留学プログラムも準備されている。さらに、薬学部では韓国からの学生を受け入れている。現時点（令和3年12月時点）ではコロナ渦の影響をうけ、当該学生の入国が実現出来ていないものの、国内の学生との授業が展開され、一部の演習科目などではグループの課題に対して共同作業なども行われている。

以上の理由により、評価の視点「6-2-③ 地域交流、国際交流事業への参加」を充足している。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

市民教養講座等に関しては、医療薬学に含まれる数多くのトピックスを取り上げて開催することや、参加者の収容人数をさらに増やすことなどにより、医療や薬に関しての人々の関心を集め、より身近な情報として提供することにより一層の地域交流が深まるものと考えられる。そのような観点から、薬学部には様々な研究分野の教員がいるので、より多くの教員が関わり分担することによって、講座の種類や頻度を増やすことが望まれる。また、開催案内の周知方法については、効果的な方法・ルートなどの開拓により、改善についての検討が必要とされる。

また、国際交流の推進を考える際、薬学部のホームページにリンクしている個々の研究室のホームページに関して、英文のサイトも設けて情報発信をしている研究室もあるが、一部の研究室に限られる。大学の全学用ホームページ上の英文サイトに薬学部情報の増補、および薬学部ホームページに英文サイトを増補し、世界への情報の発信を行える体制を薬学部として増強することが望まれる。また、国際交流センター、大学本部との話し合いの中で、休学を必要としない短期留学プログラムの提供の可能性を探る努力も望まれる。それに加え、長期にわたる海外留学を希望する学生が出てきた場合の支援体制の準備を開始するなどの改善も検討すべきである。一方、研究生や留学生が入学する場合、日本での生活に支障がないよう、日本語能力向上の支援、および生活全般の手助けをする体制への改善も検討すべきである。

6-3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

6-3-① 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

6-3-② 点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 6-3の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[現状]

6-3-① 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

姫路獨協大学では「地域連携の充実及び産学公連携の総合窓口として地域連携課を設置し、姫路市との包括協定や駅前サテライト等を利用した公開講座の実施をはじめ、学内施設を地域住民の方々に開放するなど、さまざまな取組みを行いました。」とあり（エビデンス 6-3-1：令和 2 年度事業報告概要）、地域連携課が全学としての業務にあたり、事業報告書が関係部署によって点検がなされている。

薬学部における適切性の点検・評価に関して、西播・姫路医療セミナーについては連絡員を担当する薬学部教員が（エビデンス 6-3-2：令和 3 年度薬学部担当委員名簿）、随時姫路薬剤師会、兵庫県病院薬剤師会西播支部との連携状況などを薬学部教授会に報告しており、それに基づいて薬学部教授会で確認（点検・評価）を行なっている（エビデンス 6-3-3：平成 31 年 3 月 29 日第 256 回薬学部教員会議議事要録 6. 報告事項(4)）。なお、薬学部は地域連携課と協力した取組みを行っている。

薬学部 5 年次の実務実習に関しては、薬学部の長期実務実習委員会（実務実習事務局）が中心となり、薬学部と学生、姫路獨協大学実習課、および近畿地区調整機構との連携・協働の橋渡し役を担っている。その運営は実務実習委員会規程に則って行われており（エビデンス 6-3-4：実務実習委員会規程）、適切性が保たれている。また、実務実習の準備状況や経過などについては、薬学部教授会において一定の頻度で報告がなされ、各教員によって確認（点検・評価）がなされている（エビデンス 6-3-5：令和 3 年 8 月 12 日第 317 回薬学部教授会（教員会議）議事要録 6. 報告事項(2)）。また、地域の医療への貢献などについての薬学部の臨床準備教育（模擬薬局実習）やその他の薬学部専任教員の講義、近隣地域の現職薬剤師の非常勤講師の講義については、全学教育改善実施（FD）委員会の主催となる「学生による授業評価アンケート」に基づく教育活動自己評価が例年、各教員・非常勤講師から提出されており（エビデンス 6-3-6：教育活動自己評価）、定期的な点検・評価が行われている。

6-3-② 点検・評価結果に基づく改善・向上

薬学部において社会連携や社会貢献活動に関しては、上記したように社会連携や社会貢献活動に関連した講義についての教育活動自己評価が教員・非常勤講師から提出されているが、薬学部においてはそれらを薬学部教育改善実施（FD）委員会が確認と精査を行い、FD 活動を企画して薬学部教授会による承認の上、実施がなされている（詳細は基準項目 5「5-2-①」に記載）。薬学部 5 年次の実務実習のあり方や、薬学部専任教員と薬局・病院の指導薬剤師との連携などについては、「平成 30 年度第 2 回薬学部 FD 活動」で取り上げており（エビデンス 6-3-7：平成 30 年度第 2 回薬学部 FD 活動）、薬学部各教員間での情報共有や共通理解および、各種の教育的活動へのフィードバックがなされている。

また、薬学部の PDCA サイクルを回す際のチェック機構を果たす「薬学部自己点検・評価委員会」が令和 3 年度から設置されたことで、上記したような点検・評価結果に基づく改

善・向上に向けた取組みを一層加速させることが可能になった(6-3-8: 姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会規程)。姫路獨協大学自己点検・評価委員会には必ず実務家教員が含まれる他、外部委員として地域の薬局で現職の薬剤師として勤務する委員も複数名含まれるので(6-3-9: 令和3年度姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会名簿)、当該委員会が今後の薬学部と地域や社会との連携をより密にするための体制として機能することが期待される。

[点検・評価]

社会連携・社会貢献に関する薬学部の取組み(西播・姫路医療セミナーに関する事項、薬学部5年次の実務実習に関する事項やその他事項)については薬学部教授会や薬学部教育改善実施(FD)委員会の主導で点検・評価がなされ適切性が保たれているとともに、薬学部の専任教員すべてが関わるFD活動を通じて改善・向上に繋がる取組みがなされている。またそれらのプロセスをチェックする組織としての薬学部自己点検・評価委員会も設置されており、適切性を担保するための体制としても整っている。以上の理由により、評価の視点「6-3-① 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価」、「6-3-② 点検・評価結果に基づく改善・向上」を充足している。

(3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

社会連携・社会貢献に関する薬学部の点検・評価は実施されてはいるものの、現時点ではそれらが個別に行われているだけで、各活動間の点検・評価に関しての相互の連絡や調整、およびフィードバックなどが必ずしも十分ではない。ただ、令和3年度になり組織だった体制づくりが整ったので、次は早急にそれらが一貫性を保ちながら安定的・継続的に運用される必要がある。今後それらを基盤とした一層の改善を図っていくことを要請する。

[6の自己評価]

社会貢献・社会連携に関する方針、および実施に関しては着実に行われている一方で、それらの点検と評価については不十分なところも残されている。従って、より機動的な取組みを達成するためにも、それら不備に関する現状認識を適切に行い、改善に繋げることが必要とされる。

エビデンス集（資料編）一覧

1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
・1-1-1	姫路獨協大学学則（第1条） および 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>理念と教育方針 [理念（大学は学問を通じての人間形成の場である）]	PDF ファイル1部 および https://www.himeji-d.ac.jp/univ/philosophy/
・1-1-2	姫路獨協大学薬学部規程（第1条の2） および 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 [薬学部の理念と教育研究上の目的（薬学部の理念）]	PDF ファイル1部 および https://www.himeji-d.ac.jp/faculty/f/
・1-1-3	姫路獨協大学学則（第2条の4） および 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 [薬学部の理念と教育研究上の目的（教育研究上の目的）]	PDF ファイル1部 および https://www.himeji-d.ac.jp/faculty/f/
・1-1-4	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部>医療薬学科	https://www.himeji-d.ac.jp/faculty/f/pharm/
・1-1-5	令和3年度第5回薬学部教育改善実施（FD）委員会議事録 [令和3年6月14日]	PDF ファイル1部
・1-1-6	令和3年7月21日第316回薬学部教授会（教員会議）議事要録 4. 審議事項(2)	PDF ファイル1部
・1-2-1	姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会規程	PDF ファイル1部
・1-2-2	令和3年度薬学部担当委員名簿	PDF ファイル1部
・1-2-3	令和3年度姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会名簿	PDF ファイル1部
・1-2-4	姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会規程	PDF ファイル1部
・1-2-5	薬学教育評価適合認定証	PDF ファイル1部
・1-2-6	学生生活ガイド2021 [目次に記載のQRコードからリンク可能]	https://www.himeji-d.ac.jp/faculty/f/ および PDF ファイル1部

2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

・2-1-1	平成28年1月15日第178回 および 平成28年1月27日第179回薬学部教員会議議事要録	PDF ファイル1部
・2-1-2	2015年度 第18回 入試委員会議事要録	PDF ファイル1部
・2-1-3	エビデンス 2-1-3：姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部>医療薬学科>3つのポリシーとカリキュラム[3つのポリシー： <u>アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）</u>] → 下線部のリンク先が該当 PDF ファイルにリンクしている	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/pharm/policy/ および PDF ファイル1部
・2-1-4	入試ガイド2022	PDF ファイル1部
・2-1-5	A0 入試募集要項2022	PDF ファイル1部
・2-1-6	姫路獨協大学入学試験委員会規程	PDF ファイル1部
・2-1-7	令和2年12月9日第298回薬学部教授会（教員会議）議事要録 4. 審議事項(1)	PDF ファイル1部
・2-1-8	姫路獨協大学学則（第17条2(4)）	PDF ファイル1部
・2-1-9	入試ガイド2022	PDF ファイル1部
・2-1-10	A0 入試募集要項2022	PDF ファイル1部
・2-1-11	大学案内2022	PDF ファイル1部
・2-1-12	学部 入学者数・在学者数	PDF ファイル1部
・2-1-13	令和3年入学予定者への入学前配付教材送り状	PDF ファイル1部
・2-1-14	令和3年合格者への入学前配付教材送り状	PDF ファイル1部
・2-2-1	令和3年度新入生オリエンテーションの概要および教務関連の説明資料	PDF ファイル1部
・2-2-2	令和3年度新入生オリエンテーション資料	PDF ファイル1部
・2-2-3	令和3年度薬学部新入生・編入生の担任名簿	PDF ファイル1部
・2-2-4	令和3年度薬学部前期ガイダンス資料(1-4年生)	PDF ファイル1部
・2-2-5	令和3年度薬学部前期ガイダンス資料(5-6年生)	PDF ファイル1部
・2-2-6	令和3年度薬学部後期ガイダンス資料	PDF ファイル1部
・2-2-7	令和3年度薬学部後期6年生ガイダンス資料	PDF ファイル1部
・2-2-8	薬学共用試験 CBT 説明会案内資料(2020年度・2021年度)	PDF ファイル1部
・2-2-9	薬学共用試験 OSCE 説明会案内資料(2019年度～2021年度)	PDF ファイル1部
・2-2-10	令和3年度用5年生対象実務実習ガイダンス	PDF ファイル1部
・2-2-11	107回薬剤師国家試験受験申込み説明会案内	PDF ファイル1部
・2-2-12	令和3年3月26日第309回薬学部教授会（教員会議）議事要録 5. 協議事項(2)	PDF ファイル1部
・2-2-13	教務連絡事項	PDF ファイル1部
・2-2-14	令和2年6月26日第289回薬学部教授会（教員会議）議事要録 5. 協議事項(3)	PDF ファイル1部
・2-2-15	姫路獨協大学学報第123号	PDF ファイル1部
・2-2-16	授業配慮申請書	PDF ファイル1部

・2-2-17	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学生生活>相談の窓口など [オフィスアワー]	https://www.himeji-d.ac.jp/life/consul/
・2-2-18	令和3年度薬学部留年学生面談記録一覧	PDF ファイル1部
・2-2-19	令和3年度保護者懇談会案内及び中止案内	PDF ファイル1部
・2-2-20	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学生生活>学習支援センター	https://www.himeji-d.ac.jp/life/studies/
・2-2-21	令和2年度卒業延期生向けガイダンス	PDF ファイル1部
・2-2-22	令和3年度薬学部前期ガイダンス資料(卒延生)	PDF ファイル1部
・2-2-23	姫路獨協大学臨時職員の時給単価の取り扱いについて及び申請に係る書式等	PDF ファイル1部
・2-3-1	2021 キャリア支援講座案内	PDF ファイル1部
・2-3-2	令和3年度薬学部担当委員名簿	PDF ファイル1部
・2-3-3	令和3年度薬学部5年次向け就活関連案内	PDF ファイル1部
・2-3-4	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>就職・進路>HDU キャリアナビ [HDU キャリアナビ(求人票閲覧システム)]	https://www.himeji-d.ac.jp/career/career-navi/
・2-4-1	令和3年度薬学部担当委員名簿	PDF ファイル1部
・2-4-2	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学生生活>学費、授業料減免、奨学金・奨励金	https://www.himeji-d.ac.jp/life/tuition/
・2-4-3	学生生活ガイド2021 [18-29頁]	PDF ファイル1部
・2-4-4	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>最新情報>新型コロナウイルスの影響により、経済的な面で不安を感じている在学生へ 皆さんへ	https://www.himeji-d.ac.jp/news/2020/05/11105/
・2-4-5	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学生生活>健康管理室	https://www.himeji-d.ac.jp/life/healthcare/
・2-4-6	学生生活ガイド2021 [30-31頁]	PDF ファイル1部
・2-4-7	姫路獨協大学ハラスメント防止等に関する規程	PDF ファイル1部
・2-4-8	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>ハラスメント人権委員会	https://www.himeji-d.ac.jp/univ/shmeasures/
・2-4-9	ハラスメント人権委員会に関する細則	PDF ファイル1部
・2-4-10	ハラスメント相談窓口設置及び事例への対応に関する内規	PDF ファイル1部
・2-4-11	相談記録簿(様式1)	PDF ファイル1部
・2-5-1	学生生活ガイド2021 [52-70頁]	PDF ファイル1部
・2-5-2	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 [先端施設・設備]	https://www.himeji-d.ac.jp/faculty/f/
・2-5-3	2021 履修の手引 141-142頁 [薬学部棟]	PDF ファイル1部

・2-5-4	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 >医療薬学科>姫路獨協大学 薬学部 薬用植物園 植物データベース	https://www.himeji-d.ac.jp/faculty/f/pharm/database/
・2-5-5	2021 履修の手引 128-131 頁 [本部等・図書館・厚生棟]	PDF ファイル1部
・2-5-6	図書館新規購入図書 (2016-2020) [附属図書館決算書からの抜粋]	PDF ファイル1部
・2-5-7	姫路獨協大学図書館における薬学関連学術雑誌一覧	PDF ファイル1部
・2-5-8	平成 27 年度 姫路獨協大学 自己点検評価書 [8 頁 (教育環境の整備)]	PDF ファイル1部
・2-5-9	講義室、演習室等の面積・規模	PDF ファイル1部
・2-6-1	姫路獨協大学 2021 年度前期「学生による授業評価」アンケート～調査結果報告書～	PDF ファイル1部
・2-6-2	2021 年度前期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について	PDF ファイル1部
・2-6-3	薬学部 2020 年度前期後期教育活動自己評価一覧	PDF ファイル1部
・2-6-4	姫路獨協大学 学生会会則 および 姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学生生活>課外活動>学生会本部	PDF ファイル1部 および https://www.himeji-d.ac.jp/life/club/gakuyu/
・2-6-5	学生生活ガイド2021 [5-6 頁]	PDF ファイル1部
・2-6-6	「学生の声」の実物写真	PDF ファイル1部

3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
・3-1-1	令和3年7月21日第316回薬学部教授会（教員会議）議事要録 4. 審議事項(2)	PDF ファイル1部
・3-1-2	2021 履修の手引 23-24 頁 [ディプロマ・ポリシー]	PDF ファイル1部
・3-1-3	路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) 薬学部	https://www.himeji-d.ac.jp/univ/diploma/
・3-1-4	2021 履修の手引 16 頁 [単位の修得について]	PDF ファイル1部
・3-1-5	2021 履修の手引 17 頁 [GPA 制度について]	PDF ファイル1部
・3-1-6	令和元年12月10日第273回薬学部教員会議議事要録 6. 報告事項(2)	PDF ファイル1部
・3-1-7	令和2年3月4日第280回薬学部教員会議議事要録 5. 協議事項(1)	PDF ファイル1部
・3-1-8	令和2年7月15日第290回薬学部教授会（教員会議）議事要録 6. 報告事項(2)	PDF ファイル1部

・3-1-9	令和3年10月15日第322回薬学部教授会（教員会議）議事要録 6. 報告事項(5)	PDF ファイル1部
・3-1-10	姫路獨協大学ホームページから移動可能（路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>シラバス [シラバス表示 (https://www.himeji-du.ac.jp/univ/syllabus/2021.html) にリンクしている]	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/syllabus_info/
・3-1-11	姫路獨協大学学則（第39条）	PDF ファイル1部
・3-1-12	姫路獨協大学学則（第40条）	PDF ファイル1部
・3-1-13	2021 履修の手引 13-15 頁 [試験について]	PDF ファイル1部
・3-1-14	2021 履修の手引 99 頁 [進級制度について]	PDF ファイル1部
・3-1-15	令和3年度保護者懇談会案内及び中止案内	PDF ファイル1部
・3-1-16	令和3年4月23日第311回薬学部教授会（教員会議）議事要録 5. 協議事項(4)	PDF ファイル1部
・3-1-17	留年学生の保護者（保証人）への通知文書	PDF ファイル1部
・3-1-18	姫路獨協大学学則（第52条）	PDF ファイル1部
・3-1-19	姫路獨協大学学則（別表2）	PDF ファイル1部
・3-1-20	2021 履修の手引 93-97 頁 [薬学部の教育課程モデル/薬学部医療薬学科の教育モデル他]	PDF ファイル1部
・3-1-21	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>教育情報(学群・学部)[06. 学修の成果に関する評価等(5)薬学部教育課程モデル(卒業要件)・医療薬学科 → 下線部のリンク先が上記の「3-1-20」の資料(2021履修の手引)の95-97頁のPDFファイルにリンクしている	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/kj01/
・3-1-22	令和3年2月9日第303回薬学部教授会（教員会議）議事要録 4. 審議事項(1)	PDF ファイル1部
・3-1-23	令和3年8月25日第318回薬学部教授会（教員会議）議事要録 4. 審議事項(1)	PDF ファイル1部
・3-1-24	2021 履修の手引 99-100 頁[進級制度について/学外実習について/「卒業研究」について/資格・免許取得について]	PDF ファイル1部
・3-2-1	令和3年度第6回薬学部教育改善実施（FD）委員会議事録	PDF ファイル1部
・3-2-2	令和3年7月21日第316回薬学部教授会（教員会議）議事要録 4. 審議事項(2)	PDF ファイル1部
・3-2-3	2021 履修の手引 25-28 頁 [カリキュラム・ポリシー]	PDF ファイル1部
・3-2-4	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>カリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）薬学部	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/curriculum/
・3-2-5	姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会規程	PDF ファイル1部
・3-2-6	姫路獨協大学薬学部教授会規程	PDF ファイル1部

・3-2-7	令和3年度薬学部教育改善実施(FD)委員会議事録 [第6回(令和3年7月12日)・第7回(令和3年8月2日)・第8回(令和3年9月13日)]	PDF ファイル1部
・3-2-8	2021年度前期FD活動資料 [令和3年9月25日実施]	PDF ファイル1部
・3-2-9	薬学部2017年度以前入学生カリキュラム・マップ	PDF ファイル1部
・3-2-10	薬学部2018年度以降入学生カリキュラム・マップ	PDF ファイル1部
・3-2-11	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部>医療薬学科>3つのポリシーとカリキュラム [カリキュラム・マップ]	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/pharm/policy/
・3-2-12	令和3年度薬学部教育改善実施(FD)委員会議事録 [第10回(令和3年11月26日)]	PDF ファイル1部
・3-2-13	2021履修の手引94-95頁 [薬学部の教育課程モデル]	PDF ファイル1部
・3-2-14	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>全学共通科目>全学共通科目一覧 [薬学部]	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/zengaku/list/
・3-2-15	令和3年度1年次早期臨床体験シラバス	PDF ファイル1部
・3-2-16	令和3年度2・3・4・6年次統合演習シラバス	PDF ファイル1部
・3-2-17	令和3年度前期及び令和2年度前期・後期「学生による授業評価」アンケート～調査結果報告書～	PDF ファイル1部
・3-3-1	令和3年2月9日第303回薬学部教授会(教員会議)議事要録 4.審議事項(1)	PDF ファイル1部
・3-3-2	令和2年度卒業生アンケート用紙	PDF ファイル1部
・3-3-3	令和2年度卒業生アンケート集計結果	PDF ファイル1部
・3-3-4	薬学教育推進委員会規程	PDF ファイル1部
・3-3-5	令和3年度薬学部教授会(教員会議)議事要録 [薬学教育推進委員会報告について]	PDF ファイル1部

4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
・4-1-1	姫路獨協大学学則	PDF ファイル1部
・4-1-2	姫路獨協大学学長補佐に関する規程	PDF ファイル1部
・4-1-3	姫路獨協大学学則	PDF ファイル1部
・4-1-4	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>学則・大学院学則・諸規定	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/info/
・4-1-5	姫路獨協大学薬学部教授会規程(第3条)	PDF ファイル1部
・4-1-6	姫路獨協大学事務分掌規程	PDF ファイル1部
・4-1-7	姫路獨協大学組織規程	PDF ファイル1部
・4-1-8	姫路獨協大学組織規程-別表	PDF ファイル1部

・4-1-9	事務案内	PDF ファイル1部
・4-1-10	姫路獨協大学教務委員会規程	PDF ファイル1部
・4-1-11	姫路獨協大学情報システム整備・運営委員会規程	PDF ファイル1部
・4-1-12	姫路獨協大学附属図書館運営委員会規程	PDF ファイル1部
・4-2-1	姫路獨協大学教員人事委員会規程	PDF ファイル1部
・4-2-2	姫路獨協大学薬学部教員の選考及び昇任基準・手続に関する内規	PDF ファイル1部
・4-2-3	薬学部医療薬学科 2019 年度教育研究活動報告書	PDF ファイル1部
・4-2-4	薬学部医療薬学科 2018 年度教育研究活動報告書	PDF ファイル1部
・4-2-5	薬学部医療薬学科 2017 年度教育研究活動報告書	PDF ファイル1部
・4-2-6	薬学部実務家教員	PDF ファイル1部
・4-2-7	薬学部専任教員担当科目一覧	PDF ファイル1部
・4-2-8	2021 履修の手引 96-97 頁 [薬学部 医療薬学科 専門教育科目]	PDF ファイル1部
・4-2-9	令和3年度薬学部社会薬学系科目シラバス	PDF ファイル1部
・4-2-10	薬学部非常勤講師担当科目一覧(現在の主たる所属先情報を含む)	PDF ファイル1部
・4-2-11	姫路獨協大学教員人事委員会規程	PDF ファイル1部
・4-2-12	姫路獨協大学薬学部教員の採用及び昇任基準・手続に関する内規	PDF ファイル1部
・4-2-13	姫路獨協大学教育改善実施(FD)委員会規程	PDF ファイル1部
・4-2-14	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>FD委員会活動・活動報告 [FD講演会]	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/
・4-2-15	姫路獨協大学ホームページ/最新情報>【報告】令和元年度のFD研修会を開催しました。	https://www.himeji-du.ac.jp/news/2019/09/6592/
・4-2-16	姫路獨協大学 2021 年度前期「学生による授業評価」アンケート～調査結果報告書～	PDF ファイル1部
・4-2-17	姫路獨協大学 2020 年度後期「学生による授業評価」アンケート～調査結果報告書～	PDF ファイル1部
・4-2-18	2021 年度前期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について	PDF ファイル1部
・4-2-19	公開資料_自己点検・評価	PDF ファイル1部
・4-2-20	薬学部 2021 年度前期教育活動自己評価一覧	PDF ファイル1部
・4-2-21	令和2年度薬学部教育改善実施委員会活動記録	PDF ファイル1部
・4-2-22	令和3年度第1回FD活動まとめ	PDF ファイル1部
・4-2-23	令和2年度第2回FD活動まとめ	PDF ファイル1部
・4-2-24	令和2年度第1回FD活動まとめ	PDF ファイル1部

・4-2-25	一般社団法人薬学教育協議会認定の認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ参加者一覧	PDF ファイル1部
・4-2-26	日本薬学会薬学教育委員会主催の若手薬学教育者のためのアドバンスワークショップ参加者一覧	PDF ファイル1部
・4-2-27	「学生の声」の実物写真	PDF ファイル1部
・4-4-1	2021 履修の手引 141-142 頁[薬学部棟]	PDF ファイル1部
・4-4-2	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 [先端施設・設備] (研究室学生ホール 2～6階)	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/
・4-4-3	共通機器購入申請書	PDF ファイル1部
・4-4-4	令和3年度薬学部担当委員名簿	PDF ファイル1部
・4-4-5	令和3年度研究倫理教育アンケートの集計表(薬学部)	PDF ファイル1部
・4-4-6	令和3年度研究費の管理運営に関する資料	PDF ファイル1部
・4-4-7	姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程	PDF ファイル1部
・4-4-8	薬学部個人研究費リスト(令和元年度～3年度)	PDF ファイル1部
・4-4-9	薬学部研究室予算・実習費(令和元年度～3年度)	PDF ファイル1部
・4-4-10	姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程	PDF ファイル1部
・4-4-11	姫路獨協大学受託研究規程	PDF ファイル1部
・4-4-12	姫路獨協大学受託研究規程施行細則	PDF ファイル1部
・4-4-13	姫路獨協大学奨学寄附金受入及び経理事務取扱規程	PDF ファイル1部
・4-4-14	姫路獨協大学個人研究費取扱規程	PDF ファイル1部
・4-4-15	姫路獨協大学研究助成等委員会規程	PDF ファイル1部
・4-4-16	姫路獨協大学特別研究助成要項	PDF ファイル1部
・4-4-17	姫路獨協大学特別研究助成費取扱要項	PDF ファイル1部
・4-4-18	姫路獨協大学個人研究費取扱規程	PDF ファイル1部
・4-4-19	事務案内	PDF ファイル1部
・4-4-20	令和2年度～3年度共通機器管理関係申請一覧(薬学部)	PDF ファイル1部
・4-4-21	姫路獨協大学薬学部共同機器室管理委員会規程	PDF ファイル1部
・4-4-22	共通機器の維持管理_更新・新規購入申請書(薬学部)	PDF ファイル1部

5. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
・5-1-1	姫路獨協大学における内部質保証推進規程	PDF ファイル1部
・5-1-2	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>姫路獨協大学における内部質保証に関する方針	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/naibushitsu/
・5-1-3	姫路獨協大学薬学部教授会規程	PDF ファイル1部
・5-1-4	姫路獨協大学薬学部教育改善実施(FD)委員会規程	PDF ファイル1部
・5-1-5	姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会規程	PDF ファイル1部

・5-1-6	令和3年度薬学部担当委員名簿	PDF ファイル1部
・5-1-7	令和3年度姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会名簿	PDF ファイル1部
・5-1-8	令和3年度姫路獨協大学薬学部教育改善実施（F D）委員会名簿	PDF ファイル1部
・5-2-1	姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会規程	PDF ファイル1部
・5-2-2	令和3年度第2回薬学部自己点検・評価委員会議事録 [令和3年7月12日] 協議事項(1)	PDF ファイル1部
・5-2-3	令和3年度第3回薬学部自己点検・評価委員会議事録 [令和3年7月30日] 協議事項(1)	PDF ファイル1部
・5-2-4	令和3年度第6回薬学部教育改善実施（F D）委員会議事録 [令和3年7月12日] 協議事項(2)(3)	PDF ファイル1部
・5-2-5	令和3年度第7回薬学部教育改善実施（F D）委員会議事録 [令和3年8月2日] 協議事項(3)	PDF ファイル1部
・5-2-6	令和3年7月21日第316回薬学部教授会（教員会議）議事要録 4. 審議事項(2)	PDF ファイル1部
・5-2-7	令和3年7月7日第315回薬学部教授会（教員会議）議事要録 6. 報告事項(6)	PDF ファイル1部
・5-2-8	2021年度前期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について	PDF ファイル1部
・5-2-9	2020年度後期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について	PDF ファイル1部
・5-2-10	2020年度前期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について	PDF ファイル1部
・5-2-11	公開資料_自己点検・評価	PDF ファイル1部
・5-2-12	薬学部 2021年度前期教育活動自己評価一覧	PDF ファイル1部
・5-2-13	薬学部 2020年度前期後期教育活動自己評価一覧	PDF ファイル1部
・5-2-14	令和2年度薬学部第1回F D活動まとめ	PDF ファイル1部
・5-2-15	令和3年度薬学部第1回F D活動まとめ	PDF ファイル1部
・5-2-16	令和2年度薬学部第2回F D活動まとめ	PDF ファイル1部
・5-2-17	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 >医療薬学科>教育活動の自己点検・評価 [自己点検・評価]	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/pharm/report/
・5-2-18	令和2年度薬学部教育改善実施委員会活動記録	PDF ファイル1部
・5-2-19	薬学部医療薬学科 2019年度教育研究活動報告書	PDF ファイル1部
・5-2-20	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 >医療薬学科>教育活動の自己点検・評価 [教育研究活動の自己点検・評価]	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/pharm/report/
・5-2-21	令和3年度第4回薬学部自己点検・評価委員会議事録 [令和3年10月5日] 協議事項(1)	PDF ファイル1部

・5-2-22	姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会規程 第2条	PDF ファイル1部
・5-3-1	姫路獨協大学自己評価規程	PDF ファイル1部
・5-3-2	令和3年度薬学部担当委員名簿	PDF ファイル1部
・5-3-3	令和3年度姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会名簿	PDF ファイル1部
・5-3-4	姫路獨協大学内部質保証推進規程	PDF ファイル1部
・5-3-5	姫路獨協大学 2021 年度前期「学生による授業評価」アンケート～調査結果報告書～	PDF ファイル1部
・5-3-6	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>大学案内>薬学部>FD委員会活動・活動報告	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/

6. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
・6-1-1	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>地域連携>公開講座 [公開講座]	https://www.himeji-du.ac.jp/region/openlecture/
・6-1-2	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>学群・学部・大学院>薬学部 [薬学部の理念]	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/
・6-2-1	姫路獨協大学公開講座実施状況調査票	PDF ファイル1部
・6-2-2	2019 年度病院・薬局実務実習を終えて～報告書～	PDF ファイル1部
・6-2-3	2018 年度病院・薬局実務実習を終えて～報告書～	PDF ファイル1部
・6-2-4	2017 年度病院・薬局実務実習を終えて～報告書～	PDF ファイル1部
・6-2-5	令和3年度薬学部シラバス（ [模擬薬局実習] ・ [実務実習事前特別講義] ）	PDF ファイル1部
・6-2-6	薬学部非常勤講師担当科目一覧（現在の主たる所属先情報を含む）	PDF ファイル1部
・6-2-7	西播・姫路医療セミナー（第17～24回）	PDF ファイル1部
・6-2-8	西播・姫路医療セミナー担当表	PDF ファイル1部
・6-2-9	兵庫県病院薬剤師会西播支部発行「西播支部ニュース」70号より	PDF ファイル1部
・6-2-10	姫路市ワクチン接種会場の際の写真	PDF ファイル1部
・6-2-11	卒後教育セミナーパンフレット（3年度分）	PDF ファイル1部
・6-2-12	薬学部共同研究等まとめ（H28以降）	PDF ファイル1部
・6-2-13	薬学部・地域連携課関連イベント（3年度分）	PDF ファイル1部
・6-2-14	2021 市民教養講座 B コースチラシ	PDF ファイル1部
・6-2-15	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>地域連携>姫路獨協大学播磨会	https://www.himeji-du.ac.jp/region/harimakai/
・6-2-16	リコチャレ応援2021チラシ	PDF ファイル1部

・6-2-17	市花「サギソウ」酵母の酒（神戸新聞 2020 年 7 月 21 日記事より）	PDF ファイル 1 部
・6-2-18	「姫路花こうぼのお酒」国際フロンティア産業メッセ 2021	PDF ファイル 1 部
・6-2-19	姫路獨協大学ホームページ/ホーム>留学・国際交流>長期留学 [長期留学]	https://www.himeji-du.ac.jp/international/long/
・6-3-1	令和 2 年度事業報告概要	PDF ファイル 1 部
・6-3-2	令和 3 年度薬学部担当委員名簿	PDF ファイル 1 部
・6-3-3	平成 3 1 年 3 月 2 9 日第 2 5 6 回薬学部教員会議議事要録 6. 報告事項(4)	PDF ファイル 1 部
・6-3-4	実務実習委員会規程	PDF ファイル 1 部
・6-3-5	令和 3 年 8 月 1 2 日第 3 1 7 回薬学部教授会（教員会議）議事 要録 6. 報告事項(2)	PDF ファイル 1 部
・6-3-6	教育活動自己評価	PDF ファイル 1 部
・6-3-7	平成 3 0 年度第 2 回薬学部 F D 活動	PDF ファイル 1 部
・6-3-8	姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会規程	PDF ファイル 1 部
・6-3-9	令和 3 年度姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会名簿	PDF ファイル 1 部